

## 会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 令和4年12月7日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 19名

1番 鈴木勝利

2番 藤田尚美

3番 秋山泉

4番 加川裕美

6番 甲斐徳之助

7番 池辺己実夫

8番 諸橋太一郎

9番 市川圭一

10番 伊藤裕一

11番 山本伸子

12番 守屋常雄

13番 北島登

14番 杉森弘之

15番 須藤京子

16番 黒木のぶ子

18番 柳井哲也

19番 石原幸雄

21番 遠藤憲子

22番 利根川英雄

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

副市長	滝本昌司
教育長	染谷郁夫
市長公室長	滝本仁
経営企画部長	吉田将巳
総務部長	飯野喜行
市民部長	小川茂生
保健福祉部長	内藤雪枝
環境経済部長	山岡孝
建設部長	長谷川啓一
教育部長	吉田茂男
会計管理者	関達彦
監査委員事務局長	大里明子
農業委員会事務局長	榎本友好
経営企画部次長兼 政策企画課長	二野屏公
総務部次長兼 人事課長	本多聡
市民部次長兼 市民活動課長	栗山裕一
保健福祉部次長兼 こども家庭課長	飯島希美
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	渡辺恭子
環境経済部次長兼 商工観光課長	大徳通夫
建設部次長兼 下水道課長	野島正弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤木光二
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田英行
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高橋頼輝
全参事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修

# 令和4年第4回牛久市議会定例会

議事日程第4号

令和4年12月7日(水) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

---

午前10時04分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

---

一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、2番藤田尚美議員。

[2番藤田尚美議員登壇]

○2番 藤田尚美 議員 皆様、おはようございます。

公明党の藤田尚美です。

通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、不登校支援について伺います。

全国の小中学校で、2021年度に不登校だった児童生徒は、前年度から4万8,813人増の24万4,940人で、過去最多となったことを文部科学省が公表いたしました。

問題行動・不登校調査で分かりました。増加は9年連続であります。

また、高校生なども含めたいじめ認知件数は、前年度比19%増の61万5,351件で、新型コロナウイルスに伴う一斉休校などにより減少した前回調査から再び増加に転じました。

文科省は、不登校が大幅に増えた要因について、コロナ禍での生活リズムの乱れや休むことへの抵抗感の薄れのほか、活動制限が続いて交友関係が築けないことに伴う登校意欲の低下を指摘されております。児童生徒の休養の必要性を明示した教育機会確保法が浸透したことなども背景にあると見えています。

不登校の内訳は、小学校が8万1,498人、中学校が16万3,442人で、いずれも増加率は過去最高となっており、要因については、無気力、不安が最多の49.7%でした。

20年度から調査を始めたコロナ感染回避のための長期欠席は、小学生は4万2,963人、中学生は1万6,353人と大幅に増加しております。

また、いじめの認知件数の内訳は、小学生が50万562件、中学生で9万7,937件でした。

いじめはいじめの様態として、言葉による冷やかしかからかいなどが最も多く、パソコンや携帯電話での誹謗中傷は2万1,900件と過去最多でありました。

また、小・中・高校からの報告のあった自殺者は368人、前年度からは減少しておりますが、子供を取り巻く環境は深刻な状況が続いています。

このような国の調査結果でありました。

市としても、不登校の児童生徒の当事者に対してアンケート調査を実施いたしました。

まず、不登校の現状について伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 令和3年度牛久市の小中学校における不登校児童生徒数は、小学校61名、中学校115名、合計176名となっております。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒数の割合は2.25%となっております。前年度から小学校は20名、中学校は29名、合計49名、割合としても0.72%増えている状況です。

牛久市でも、国と同様に不登校児童生徒の数は増加傾向にあります。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 次に、牛久市も不登校児童生徒へのアンケート調査が実施されたと伺いました。実施に至った経緯を伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 国の「問題行動・不登校調査」における牛久市の結果のうち、不登校の主たる要因は、1位が「無気力、不安」、2位が「生活のリズムの乱れ、あそび、非行」でした。

一方、国が不登校の子供本人や保護者から取ったアンケートでは、小学生の第1位は「先生と合わなかった、先生が怖かった」、2位は「体の不調」、中学校の1位は「体の不調」、2位は「先生のことや授業が面白くない」などでした。

牛久市でも、「先生に原因がある」との声が聞かれました。

このことから、学校と子供本人の要因の違いを明確にして、不登校の子供たちの具体的で効果的なよりよい支援を考えるためには、牛久市でも不登校の児童生徒や保護者に直接アンケートを実施し、実態や現状を明らかにしていくことが必要であると考え、アンケートを実施しました。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 それでは、対象者数とどのようにアンケートを実施されたのか、ま

た、調査結果を伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 アンケートは、不登校児童生徒の不登校に至った要因や現在の状況、現在必要とする支援などを把握し、不登校の子供だけでなく、現在不登校傾向にある子供も含めた今後の支援につなげることを目的として実施しました。

そこで、現在、ほとんど登校することができていない子供、欠席日数は30日以下だが別室登校や放課後登校をしている子供、きぼうの広場や学校以外の施設を利用している子供たちのいる家庭を対象にアンケートを行いました。

学校を通して128家庭に依頼文書を送付し、無記名でウェブ上で回答する形式で実施しました。アンケートの回答数は51家庭、回答率は39.8%でした。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 牛久市は、不登校傾向の児童生徒も対象にしたアンケート調査ということで、他の自治体においては、完全な不登校のみの児童生徒のアンケート調査が一般には多いということで、牛久市がそこまで掘り下げてアンケート調査をするということは、評価を得るものだと私は考えております。

次に、結果から見えてきたものは何でしょうか、伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 不登校またはその傾向にある児童生徒の家庭に直接取ったアンケートの結果から見えてきたことの1つ目は、学校に行きづらいつと感じたきっかけです。1位は「自分の体調の不調」で47.1%、2位は「友達やクラスメートに関すること」で43.1%、3位は2つあって、1つは「先生に関すること」と「勉強が分からなくなってしまったなどの学習のこと」で、これらはどちらも31.4%でした。

見えてきた2つ目は、学校を休んでいるときにどんなことに不安を感じているかです。不安に感じている子供は68.6%おり、不安に感じることの第1位は「学習について」78.4%、2位「進路・将来について」73%でした。

3つ目に見えてきたことは、登校したときに過ごす場所です。自分のクラスで過ごす子供が35.3%に対し、教室以外の保健室や相談室などの別室、中学校の別室などを利用している子供は54.8%おり、教室以外の場所を利用している割合が高いことが分かりました。

見えてきた4つ目は、保護者が教育委員会にサービスしてほしいと望むことです。子供へ望むサービスとして高い割合を示したものは、「昼間に子供が過ごせる場所」が70.6%、「学習できる場所」が66.7%、「タブレットを活用した学習支援」が52.9%でした。

また、保護者自身については、「子供や保護者を対象とした支援などに関する情報提供」が欲しいが66.7%、「保護者への相談支援」も欲しいというのが39.2%でした。

家庭以外で子供が過ごせたり学んだりできる場所、支援に関する情報提供や相談による支援を望んでいることが分かりました。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 次に、結果から、今の答弁から見えてきたものに対して、教育委員会としての対応を伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 このアンケートの結果から、教育委員会の今後の対応として2点検討しています。

1点目は、さきの答弁の3つ目に述べた教室以外で過ごす子供が多い現状への対応です。不登校児童数の多い小学校にも別室登校に対応するスクールアシスタントを配置できないか検討しています。

現在、小学校には決められた教室はなく、管理職や養護教諭が対応している学校がほとんどです。常時対応できる人員を配置することで、いつでも安心して登校し学ぶことができる居場所づくりを進めていければと考えています。

2点目は、さきの答弁の4つ目の保護者が望むことから、保護者への情報提供についての対応です。現在もきぼうの広場の教育相談などを通して支援策やほかの機関の紹介などの情報提供を行っていますが、さらにホームページを活用するなど、保護者のニーズに即した発信を検討してまいります。

今後、子供や保護者が望む多様な学びの居場所づくりなどの支援には、学校や教育委員会だけでなく、地域や民間の力と連携していくことも必要だと考えています。どのような連携ができるかを、今後、検討を進めていきたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 今回、このアンケートを実施することによりまして、そこにアンケート内容を、保護者のほうから、とても教育委員会のほうがこの不登校に対して誠実に向き合っていたらということを実感したということを保護者からお話を伺いました。

このアンケート調査なんですけれども、次年度以降はどのようにされていくのか伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 次年度はどうするかということがあって、1年置きかどうかと思ってい

るんですが、学校の先生方が出してくる不登校の理由と保護者や子供たち本人から直接聞いた不登校の理由の中にはずれもちょっとあるんだなということを感じていますので、このずれをある程度の期間で確認しながら、よりよい対応の方法を考えていければなと思っています。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 やはり、今、教育長がおっしゃられたように、ずれというところが、当事者の思いと、先生がそれを、お話の受け止め方の、やっぱりずれがあるということをも私も不登校の児童生徒と関わる中でそこはすごく実感しておりますので、また、保護者のほうからも、その先生の受け止め方によってさらに不登校が長引くのではないかという不安も抱いている保護者の方もおりましたので、ぜひこのアンケートによって、無記名でありますので、気持ちがよくといたしますか、名前を書いてしまうとなかなか書きづらかったり、表現しづらいものがありますが、そこは今回のこのアンケート調査はとてもやりやすくされた方もいらっしやったので、ぜひ今後も検討して続けていってほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、不登校特例校の設置を提案させていただきます。

文科省は、今後の不登校児童生徒への学習機会の確保と支援の在り方について重点的に実施すべき施策の方向性は、誰一人取り残さない学校づくり、不登校傾向のある児童生徒に関する支援ニーズの早期発見、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保、不登校児童生徒の社会的自立を目指した中長期的支援の4点であり、不登校の考え方として、登校という結果のみを目標とせず、社会的自立を図ることや、状況によっては休養が必要であり、学校に行けなくても悲観する必要はなく、様々な教育機会を活用することが必要であります。

先ほども話しましたが、全国の小中学校で2020年度に不登校だった児童生徒は、前年度比8.2%の増の19万6,127人となり、8年連続で増加し、過去最高となる中、不登校の児童生徒の状況に合わせた柔軟な授業カリキュラムを組むことができる不登校特例校が2022年度4月時点で全都道府県で21校設置され、その取組が注目されていますが、この不登校特例校についての認識を伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 不登校児童生徒への支援について初めて体系的に規定したものが、今申しました「教育機会確保法」です。ここでは、学校以外の場で行う多様で適切な学習活動の重要性などが規定されていて、不登校児童生徒に対する支援のさらなる充実が求められています。

さらに、「教育機会確保法」に基づき策定した基本方針においては、「不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと」の重要性が示され、

不登校児童生徒に対応する多様で適切な教育機会の確保のため、教育支援センターや不登校特例校の設置についても示されていることは承知しております。

学校というシステムに抵抗を感じるなど、様々な理由で不登校となり、学校に復帰できずに行き場がなくなっている生徒、また、その保護者の苦労を考えると、「特例校」が学習の場、居場所として有効であるということは十分に理解しているところであります。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 教育機会確保法に基づく基本指針で、国は自治体に対して不登校特例校の設置を促しています。また、政府は6月に策定した経済財政運営と改革の基本方針に不登校特例校の全都道府県への設置を目指す方針を固め、初めて明記いたしました。

岐阜市草潤中学校を御紹介させていただきます。

I C Tを活用した学習支援に力を入れた特例校が開校いたしました。全ての授業がオンライン配信されているため、学校に行けない場合は、個々の状況に合わせて自宅でも受けられます。月に1回、生徒の状況に応じて、毎日なのか、I C Tを活用した在宅中心学習か、または、週数日登校と在宅学習の組合せから選ぶことができ、気軽に学校に来られる体制となっております。

学校が生徒に合わせ、一人一人の個性を伸ばす教育を目指していく中で、現段階の状況と併せて今後の設置に向けてのお考えを伺います。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 不登校特例校の設置については、多様な視点から慎重に議論すべきだと考えています。

現在、牛久市で不登校児童生徒の中には、家庭の教育力が低く生活環境が乱れている子、親が精神的に不安定など家庭に要因がある子、独り親家庭で保護者は仕事に行かなければならず送迎ができないので家に籠もっている子なども多く見られます。

また、発達に障害があり、学校のシステムに適応することが難しい子、趣味や特技など自分のよさを生かして活動している子なども見られます。

現在は教育センターたるきぼうの広場が不登校支援の中核的な役割を担っています。9月のアンケートでは、保護者のきぼうの広場への要望として、「近くにあつて子供も通える場所」「気軽に行ける場所」「好きな時間にいつでも行ける場所」であると、本当は利用しやすいんだという意見がありました。

このような状況を考えると、「自宅の近くにあつて自分でも行ける場所」「自由な時間に行くことができる場所」「多様な活動ができる場所」など、特例校のように1つの場所に集める

のではなく、幾つかの場所で多様な学びや過ごし方ができる場所が、現在は必要だと考えています。

また、特例校を新設する場合の予算の問題や公立学校で教員の確保が十分にできていない状況がある中、教員の確保ができるのかといった問題もあります。

今後も、どのような学びの場が適切なのか、必要なのかを、多様な視点から慎重に検討してまいりたいと思います。

以上です。

**○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。**

**○2番 藤田尚美 議員** 不登校特例校の設置に向けては、非常に難しいという答弁でありました。しかし、子供が行きやすい場所というところの捉え方は、私も同感であります。行きづらさを感じている子供たちは、箱に戻すのではなく、その居場所というところ、勉強ばかりではなく、社会性の自立を身につけさせるためにも、居場所という問題、居場所というのが地区にはあまりにも少ないという、当事者の保護者たちからの声も上がっております。

その中で、今、教育長が言われた近くにあって子供も通えるというところで、今、きぼうの広場の状況におきましては、やはり保護者が送迎をする困難さや、また、その経済的に、経済的といいます、親がやはり行かせることができない環境にいるというところで、歩いて行ける距離のところには何か所もあったら子供たちは本当に、親は子供を置いて仕事に出かける、その心の苦労というか大変さっていうのは、本当に切実な思いがあります。しかし、子供を置いて仕事に出なければならない経済状況である中で、きぼうの広場の分室という形では考えているところはございますでしょうか。学校の居場所という観点からお答えください。

**○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。**

**○染谷郁夫 教育長** アウトリーチ型の支援として、「きぼうの広場」の適応指導教室担当の職員を不登校生徒の多い中学校に派遣したり、依頼のあった小学校に派遣したりして、登校渋りや不登校の児童生徒の支援、教員への助言を行っています。

また、生涯学習課の訪問型家庭教育支援員が希望のあった家庭を訪問して話を聞いたり、一緒に登校したりしています。

しかし、家庭の状況で送迎できない児童生徒は、家に籠もりがちになり、十分な支援ができていません。このことについては、それぞれの学区に自力で通うことができる居場所があることが望まれます。新たな居場所の設置は、予算面も含め簡単ではなく、分室の設置はなかなか難しい状況であります。

牛久市としては、今後、公共施設の利活用も含め、多様な居場所づくりが必要と考え、他市町村の事例から研究を進めているところです。学校や教育委員会が、地域や民間の力と連携し

ながら取り組んでいる例が多く、これは全国的に求められている動きでもあります。

牛久市でも、全ての子供たちが幸せに過ごせる場が増えるよう、今後も支援を検討してまいりたいと思います。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 藤田尚美議員。

**○2番 藤田尚美 議員** それでは、今後しっかりとこの不登校の児童生徒への配慮、学校以外の居場所を何とか民間の力も借りまして、公的と民間が手を取り合って、子供の居場所づくりに進んでいってほしいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、中央図書館について伺います。

公立図書館は、住民の税金によって運営される住民自治の施設であります。住民自治の施設なら、まちづくりに関わり、まちづくりを支援するのは当然の務めであります。

今、住民が求めている図書館は、本を借りて読むだけではなく、公共施設の利用が進んでおります。地域の人同士のつながりが希薄になった現在、まちづくりの拠点としての役割も期待されており、学校に行きづらい児童生徒の居場所としても大きな役割となっております。

そこで、学習室の件であります。

特別整理期間中、大体14日間の休館中の間、学習室が使用できず困っているとの声が届いております。

休館中の期間は、年間スケジュールで組まれているのであれば、代替の学習スペースの確保を考えることはできないのか伺います。

**○杉森弘之 議長** 吉田茂男教育部長。

**○吉田茂男 教育部長** 中央図書館では、学習スペースとして、午前、午後、夜間の時間枠ごとに学習室及び視聴覚室を御利用いただいているところです。

なお、御利用に当たっては、それぞれの時間枠ごとに受付を行っていただく必要がありますが、これは、特定の利用者による座席の占有を防ぐとともに、座席をバランスよく配分するためであり、また同時に、御利用可能な方かどうかを判別するなど、公共機関として公平かつ安全に運用するために行っているものでございます。

議員の御指摘の特別整理期間ですが、これは、図書館資料を適切に管理していくため、約32万点もの蔵書の一つ一つ点検する期間であります。膨大な作業となるため、図書館再開に向け、少しでも短い期間で終わることができるよう、学習室利用を含め、全ての通常業務を休止し、職員全員で集中的に作業しているところでございます。

図書館が休館となっている期間に「代替施設での学習スペースを」との御質問ですが、代替施設となる施設自体を確保することが難しいことに加え、先ほど申し上げましたとおり、学習

室の利用には受付が必要であり、職員全体で蔵書点検に当たっている都合上、これに人員を配置することが難しく、さらに受付を行うための図書館システムを利用できないことから、他施設での学習室の代替措置については、現在のところ考えておりません。

なお、市民に求められているのは、図書館の休館中における臨時的・代替的な学習スペースではなく、常設の学習スペースの確保であると認識しております。

以前より駅周辺等の中心市街地での学習スペース提供を検討しておりますが、この方策こそが最も効果的でかつ経済的であると考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 市民の方からしてみれば、駅前に常設スペース、欲しいけれども現実に今ないという状況であります。その中で、利用者からこのような代替スペースがあれば、スムーズに勉強もはかどる、学習室を利用されている方はとても気軽に利用できる。そこで本を貸してほしいとか、そういう返却場所とか、そういう利用ではなく、あくまでも学習室ということを押えていただきたいのと、私自身が、平成28年に一般質問でやはりこのような学習室の質問をさせていただきました。「代替場所の確保について十分に調整を図ってまいります」との答弁がその当時ありました。今まで、逆に休館に対して年間で、年間スケジュールの中14日間お休みというの、年間の中に入っております。その調整、代替の調整は実際に検討されてきたのか伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 今、藤田議員から御指摘のあった市民の声というのは十分承知しているところでございます。

一方で、やはり公共施設の全体のスペースの問題もありまして、代替施設をどこかに確保すれば、今現在提供しているものが提供できなくなるというジレンマと申しますか、そういうこともございますので、いろいろ調整してはいるんですが、現在のところちょっと難しいかなということになっております。

以上でございます。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 調整はしていただいているということで、しかし、現実、厳しいという回答でよろしいですね。

この14日間、できれば毎年のことでもありますので、十分に市民の方への御留意、また御配慮を考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、食事等ができる居場所設置についてであります。

以前はプレハブ小屋がありました、現在使用禁止中であります。また、自動販売機が以前

は外にございましたが、今は図書館内に移動されている状況であり、また、それに、買われた方が座るベンチが少な過ぎて困っているとの声が届いております。

他の自治体においては、非常に食事の、軽食ができるスペースとかが、今緩和されているということも、私自身も把握しております。やはり居場所として、市民から、市としての規制緩和が求められている声も、市のほうにも届いていると思います。これに対しての市のお考えを伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 新型コロナウイルス感染症への対策は、既に2年半以上続いておりますが、これまで、感染状況に応じて利用を制限したり、また、制限を緩和してまいりました。

なお、現時点では、既に第8波が到来しているとも言われており、コロナ禍はいまだ収束のめどが立っていない状況です。

また、県が設定する「コロナNext」判断指標は、本日現在Stage 2となっているとともに、第8波に向けた方針では、「季節性インフルエンザとの同時流行の懸念」があるとし、情勢は予断を許さない状況でございます。

そのような状況下、新型コロナ対策として、国から屋外・屋内でのマスク着用について、一つの指針が出されております。この指針では、屋内であっても十分な距離が取れ、かつ会話、会話をしない場合はマスクを着用しなくてもよいが、距離または会話のどちらか一方でも条件が満たせない場合は、マスクの着用を推奨するという内容になっております。

ここで言う「十分な距離」とは、2メートル以上であるとされております。

なお図書館においては、館内の座席を間引いてはいても、十分な距離を取れないところが多々あるため、全ての利用者に安心して御利用いただけるよう、国の指針に基づいて、館内のマスク着用を皆様をお願いしているところです。

したがって、マスクを外す時間がどうしても長くなる食事につきましては、館内では御遠慮いただいている状況です。

従来御利用いただいていたプレハブ建物も同様の理由で利用を休止しているところです。

ただし、飲物につきましては、熱中症防止の観点から、夏も含めてですが、蓋が閉められる容器のものに限り、レファレンスルームを除いた館内全てで飲むことが可能です。

なお、蓋つきものに限定している理由は、資料保全のためであり、これはコロナ禍以前から対応は変わっておりません。

また、館外であります。図書館正面入りロアプローチにあるベンチ2基では、屋根の下で飲食が可能となっており、学習室を長く利用される方など、ベンチで昼食を取られている姿も見受けられます。

今後、県の「コロナNext」判断指標がStage 1以下になるなど、感染拡大が落ち着き、長いスパンで皆様に安心して御利用いただけるようになったと判断される場合には、制限を緩和してまいりますので、いましばらく御理解と御協力を賜りたいと存じます。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 ベンチで軽食を取られている市民の方々もいらっしゃるということも、私も見受けられました。ベンチ2基だと、1つのベンチに対して3人は座れなく、2人、そうすると、2基だと4人というところで、利用者数に対しての4人スペースだと、あまりにも少なく、かつ、長時間いらっしゃる方はやはり、今後、この冬、受験生が勉強のためにこの図書館利用の人数が増えます。この2基の対応であると、いささかちょっと心配、逆に3人座って密になってしまうほうが、私は心配ではないかと思うんですけども、その点に対してベンチを増やす、基数を増やすというお考えがあるのか伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 私も今、現場のほうはベンチ2基ということ認識しております。ちょっともう一度、現場のほうもきちんと確認した上で、内部でも検討させていただきます。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 じゃあ現場を見ていただいて、なるべく、やはり1日勉強している子供たちがおりますので、コロナ対策もありますが、やはりそこで勉強するという意図もありますので、そこでベンチがあればゆっくと食べながら勉強もできるというところで、また再度検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

今後、まちづくりの観点からの中央図書館の位置づけを伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 日本図書館協会による「公立図書館の任務と目標」によれば、公立図書館の役割とは、「乳幼児から高齢者まで、住民すべての自己教育に資するとともに、住民が情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造に関わる場である」とされております。

まさに公立図書館は、議員御指摘のとおり、単に本を借りて読むだけの場ではなく、「情報、文化、人」をつなぎ、まちを育む情報拠点としての大きな役割を担っていると言えます。

当市におきましては、平成31年3月に策定した「牛久市教育振興基本計画」、あるいは平成30年3月に策定した「牛久市立図書館基本計画」では、生涯学習活動の拠点として、市民の学と暮らしの向上に寄与し、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に利用できる場所として、「頼りになる図書館」を目指しているところでございます。

これらのことから、牛久市のまちづくりにおける図書館の位置づけとしては、市民の生涯学

習の場として身近に存在し、求められた情報へつなぐ重要な公共施設であると考えております。

その役割を全うするため、市民ニーズに即した資料の収集はもとより、利用者が調査・研究のために必要な情報に対し資料を用いて回答する「レファレンスサービス」や、幼い頃から生涯にわたって読書に親しんでもらうことを目的とした「乳幼児期サービス」など、今後とも市民の学びを支援する様々なサービスを実施し、まちづくりに欠かせない情報拠点として、また、気軽に立ち寄れる居場所として御利用いただけるよう努めてまいり所存でございます。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 藤田尚美議員。

**○2番 藤田尚美 議員** 気軽に立ち寄る居場所になれるよう、中央図書館の位置づけを明確に、よろしくお願いいたします。

続きまして、9価HPVワクチンの定期接種化対策について伺います。

現在、定期接種として使用できる2価や4価のHPVワクチンは、子宮頸がんになりやすい16・18型HPVの感染を予防し、子宮頸がんの約70%を防ぎます。9価HPVワクチンでは、さらに、31・33・45・52・58型のHPV予防ができるようになり、約90%の子宮頸がんを防ぐことができます。

子宮頸がんの発生予防を目的としたHPVワクチンについて、本年4月より定期接種対象者への積極的勧奨が約9年ぶりに再開されました。また、積極的勧奨差し控への期間に定期接種年齢を過ぎてしまった女性に対しても、再度接種機会を設けるキャッチアップ制度も開始され、本市もしっかり取り組んでいることは、前回の質問でも伺いましたが、改めて、今年度直近までの接種率はどのようになっていますでしょうか。また、推奨再開後の市民の反響はありましたでしょうか伺います。

**○杉森弘之 議長** 渡辺恭子保健福祉部次長。

**○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長** 令和4年4月から、子宮頸がん予防を目的としたHPVワクチン対象者への積極的勧奨が再開となり、定期接種対象の小学6年生から高校1年生相当の女子と、キャッチアップ接種対象である平成9年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれの女子に接種を実施しております。

今年度9月末時点の実績は、定期接種対象者2,033名中、接種者は232名で、接種率11.4%、キャッチアップ対象者は2,730名中、接種者は252名、接種率9.2%となっております。

令和4年第3回市議会定例会一般質問で答弁した7月末時点よりそれぞれ110名程度、接種者数は増加しております。

接種再開後の市民の反響といたしましては、講演会参加者から、「ワクチンの効果を詳しく

知りたい」「副反応についても正しく周知してほしい」「接種を迷っている」等の御意見がありました。また、保健センター窓口や電話でも、接種を迷う方からの相談が、今までに十数件寄せられております。

今後も、市民の皆様の不安や疑問については、接種後の相談も含め丁寧に対応するとともに、ホームページ等による情報提供により、接種者自身が十分理解し、納得して行動を取れるよう支援してまいります。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 藤田尚美議員。

**○2番 藤田尚美 議員** 接種される方が増えているのは間違いなく勧奨再開とそれに伴う郵送通知の効果だと思います。

再開されたばかりではありますが、子宮頸がんは、毎年約1万人が罹患し、約3,000人が亡くなっている女性にとって命に関わる疾患でありますので、今後も引き続き市民の心に沿った丁寧な対応をお願いいたします。

さて、現在定期接種やキャッチアップ制度で使用できるHPVワクチンは2価ワクチンと4価ワクチンとなっています。これらのワクチンよりも高い感染予防効果があるとされる9価HPVワクチンについて、厚生労働省は、来年4月以降の早い時期から定期接種とする方針であることが報道されております。

定期接種として新しいワクチンを使えるようになることは、対象者にとっても喜ばしく、接種を検討するための大変重要な情報だと思います。

そこで、9価HPVワクチンの効果や安全性について伺います。

**○杉森弘之 議長** 渡辺恭子保健福祉部次長。

**○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長** ワクチンの定期接種化に向けては、ワクチンの効果や安全性について、厚生労働省による厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において審議・評価が行われております。

具体的には、令和4年9月20日付予防接種基本方針部会ワクチン評価小委員会が開催され、提示された資料によりますと、まず、効果として、子宮頸がんの96%はHPVヒトパピローマウイルスの感染に起因しており、9価HPVワクチンは、従来の2価・4価HPVワクチンと比較して、より多くの子宮頸がん発生に関連するHPV遺伝子型を標的としています。4価でカバーできないハイリスク遺伝子に有効性が認められ、子宮頸がん及びその前がん病変のリスクを減少させ、子宮頸がんによる死亡率の減少が期待されると示されております。

安全性については、接種後の副反応の状況ですが、ワクチン接種後に何らかの接種部位の症状が見られた者の割合は、72から95%で、「痛み」が最も多く、続いて、「腫れ」「紅

斑」が見られました。接種と関連のある全身症状が表れた者の割合は、14から31%で、頻度の高い順に、「頭痛」「発熱」「吐き気」「めまい」「疲労感」となっております。

4価ワクチンと比較すると、接種部位の症状が9価のほうが多く見られましたが、全身症状は同程度であったという臨床試験結果が示されております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 それでは、9価HPVワクチンの定期接種化に伴う本市の対応、対象となる方への周知方法について伺います。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 9価HPVワクチンの定期接種化に向けては、厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会及びワクチン評価に関する小委員会において継続的に審議されておりますが、現段階では、令和5年1月頃に国の法改正が行われ、令和5年4月1日から施行される見込みとなっております。

9価HPVワクチンの定期接種追加に対する周知につきましては、令和5年度に新たに対象になる方への個別案内通知や、未接種者に対する接種勧奨の個別通知に情報を加えるとともに、ホームページ、広報うしく等により周知してまいります。

子宮頸がんワクチンの予防接種は、令和4年4月に積極的勧奨が再開し、1年後の令和5年4月には、従来の2価・4価ワクチンに9価ワクチンが加わることとなります。

市民の皆様にとっては、接種の有無に加え、ワクチンが3種類となり、選択肢は広がりますが、その反面、不安や疑問も増えてくることが予想されます。市民が納得し、自ら選択できるよう様々なツールを活用した情報提供と、いつでも相談できる体制を整えて対応してまいります。

また、9価HPVワクチン導入に当たっての予算につきましては、個別通知費を含め、令和5年度当初予算に要求しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 対象者全員しっかり郵送通知すること、また、相談体制の充実、丁寧な対応に感謝いたします。

HPVワクチンについては、現状の接種率を見ても、まだ接種を決めかねている方もいらっしゃると思います。そうした方々にとっても、新しいワクチンが定期接種で使用可能となること、その有効性や安全性などの情報は、重要な接種検討材料でもあります。

ぜひ、9価HPVワクチンが定期接種として受けられるようになりましたら、先ほどの体制

も充実していただき、速やかに確実に案内をお願いいたします。

続きまして、出産・子育て応援交付金の活用について伺います。

物価高克服経済再生実現のための総合経済対策が10月28日閣議決定において、支援が手薄なゼロ歳から2歳の低年齢期に焦点を当てて、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図ることが盛り込まれました。

伴走型相談支援とは、妊娠期から出産、産後、育児期といった各段階に応じて、全ての妊婦や子育て家庭に寄り添った身近な相談体制のことを言います。

各段階できめ細かく関わることで、困っている妊婦、子育て中の親に対し、ニーズに即した支援を切れ目なく届けるのが目的であります。

例えば、妊娠期では、保健師や助産師などによる面談を通じ、出産までの見通しを立てます。さらに、子育てガイドを基に、出産時や出産後のサービスの利用手続を一緒に確認したり、旦那様の育休取得の推進なども提案いたします。

また、産後の面談では、子育て世代の仲間づくりの場を紹介したり、保育園の入園案内なども行います。

育児期では、子育て関連情報を発信するとともに、SNSを活用したオンライン面談を気軽に相談できる体制を構築していきます。今回の総合経済対策では、伴走型相談支援とともに、妊娠・出産届時に計10万円相当の経済的支援も一体で実施することが決まりました。

市として、妊娠・子育て応援交付金の活用に向けての準備について伺います。

**○杉森弘之 議長** 渡辺恭子保健福祉部次長。

**○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長** 国は、令和4年度、第2次補正予算案に「出産子育て応援交付金」事業を創設し、全ての市町村が実施するために必要な費用を計上しています。

この事業は、令和4年11月8日に閣議決定されており、国会にて補正予算成立後、12月中旬頃に交付要綱・実施要綱を踏まえた、補助対象や補助上限額等、事業の詳細について示される予定です。

現時点での最新情報は、令和4年11月22日に厚生労働省子ども家庭局総務課が実施した自治体説明会で提供されましたので、その内容をお伝えいたします。

事業名は、「出産・子育て応援交付金」です。

目的は、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備となります。

事業内容は、妊娠時から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」と「経済的支援」をパッケージで実施することにより、必要な支援がアクセスよく、確実に妊婦・子育て家庭に届くとしています。

「伴走型相談支援」の具体的な内容は、妊娠届出時、妊娠8か月時、出生届時等の3回のタイミングで、全ての妊産婦を対象に保健師等による対面式の面談を行うことで、ニーズに即したサービスの提供へとつなげるものです。

経済的支援となる「出産・子育て応援ギフト」は、妊娠届出時及び出生届出時等に面談を実施した方を対象に、それぞれ5万円の合計10万円相当を支給するものです。支給形態は、市町村の判断で、クーポンやサービス等の利用料の助成、現金などが可能となっております。補助率は、国3分の2、都道府県6分の1、市町村6分の1となっており、全ての市町村で実施するために必要な費用を今回の補正予算においては、令和5年9月末分まで計上しています。

この事業は継続実施事業となるため、令和5年10月以降に必要な財源は、令和5年度当初予算編成過程において検討するとのことです。

牛久市では、現状において、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援として、相談や各種教室を行っています。

国の示す「伴走型相談支援」の3つの場面での面談も既に実施しておりますが、妊娠8か月の面談は、実施率が低く課題となっております。

出産・子育て応援交付金を有効に活用できるよう、12月中旬以降に示される詳細な内容を確認し、牛久市の妊婦、出産・子育てをする全ての家庭にとって有意義な支援となるよう事業を組み立ててまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 牛久市においても、切れ目のない支援というのはとてもいろいろな形で充実していると思います。その中で、今、御答弁の中で、妊娠8か月の面談が実施率が低いということでした。その理由として何が考えられるのか、お伺いいたします。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 8か月の面談数が少ない理由ですが、1つには、面談設定の場面が考えられます。ほぼ100%対面での面談ができているほかの2つの場面ですが、妊娠届出時の面談は、まさに妊娠届出のために来庁する妊婦さんの機会を捉えての面談となり、出産後は、赤ちゃん訪問で御自宅に訪問する機会において面談となっております。一方、妊娠8か月児の面談は、面談単独となっている場面設定であることが考えられます。もう一つは、面談の捉え方で、出産や子育て環境のイメージがつきやすい妊娠後期に対面での面談を行うことを全ての妊婦さんに周知はしておりますが、経過が順調な方は、特に必要性を感じておらず、妊婦自ら保健センターに向いてくれる方は少ない状況です。

実施者側としても、マンパワー不足も1つの要因と言えますが、初産婦の方は全員と、経産

婦では、要支援の方に絞って電話相談や訪問を実施しているという状況となっています。

以上です。

○杉森弘之 議長 藤田尚美議員。

○2番 藤田尚美 議員 こうした体制を充実させる背景には、妊婦や親の孤立化が挙げられております。今の子育て家庭は、祖父母と離れて暮らす核家族の割合が高く、子育てを手伝う身近な人がいないことから、子育て負担が大きくなっております。

心身にストレスを抱えた状態が続けば、虐待などに発展するリスクもあり、深刻な事態に陥る前に適切な支援を行うことが必要であります。

各地の事例も参考にしながら、伴走型相談支援が整うよう、全力で進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で、2番藤田尚美議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前11時02分休憩

---

午前11時14分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、6番甲斐徳之助議員。

〔6番甲斐徳之助議員登壇〕

○6番 甲斐徳之助 議員 皆様、こんにちは。甲斐徳之助です。

いつもに引き続き、市民の皆様の声を届けること、そして、正確な情報が知りたいとの声に合わせ活動をしたいと考えております。

今定例会の一般質問においては、人口減少社会などが大きな社会問題となっており、選ばれ続けるまちのまちづくりの根幹を担い、求められている行政サービスの継続性について、職員の皆様方がどのように考えて取り組んでいるのかを、概念の質問を何点か質問させていただきます。

言うまでもなく、行政サービスは組織で運営し、運営方針があつて、ノウハウを構築していき、次世代に継承していくものと考えます。

それでは、通告に従い、一問一答方式にて質問をいたします。

初めに、人材育成の基本方針について質問をいたします。

ホームページなどの資料を確認いたしましたところ、まず、国では、公務員制度の基本的

性格の観点からは、政策決定を支えるための高度な専門的な政策の企画立案機能及び法律を公平公正に執行し、公権力の行使やサービスの給付などに当たる政策の実施機能を担い、生活の安全・安定の確保と福祉の増進を図ることを基本の責務としているとあります。

また、本市の、牛久市の人材育成基本方針は、基本概念においては、以下のようでありました。公務員は全体の奉仕者として人権を尊重し、市民と協働する意識を持った人材、広い視野と先例にとらわれない創造力を持った人材、市民の信頼に応えられる人材の育成とありました。

このような人材育成の観点から、改めて執行部の皆様はどのようにお考えか、まずはお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 市では、平成14年度に人材育成の基本的な方針を策定し、人材育成に係る基本的な考え方に基づいた職員の能力開発、任用制度、人事評価などについて定め、運用が図られております。

基本方針では、全体の奉仕者の自覚と使命感を基本的な心構えとした「人材育成の基本理念と市民から求められる職員像」を、役職や補職といった「階層別に求められる役割と必要な能力」を任用・能力開発・評価の3つのシステムを活用した「人材育成システムの構築」を掲げ、それぞれ具体的な方策が示されております。

当市の人材育成は、この基本方針により運用が図られておりますが、今後、昨今の公務員を取り巻く状況や職員体制など実情を踏まえた内容に改定していきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

御答弁内容の任用・能力開発・評価の3システムの活用においては、この後の質問の中身に触れると思いますので、改めて再質問としてこの後にやらせていただきたいと思いますが、その前に、人材育成システムについての質問をさせていただきます。

状況や職員体制などの実情に踏まえ内容を改定していくと御答弁をいただきました。それはどのように改定されていくのか、まず1点でございます。

それと、これがどのような実情の場合であるのか、2点目です。

そして、3点目としてその現況、今がどうあって、今後どうされていくのか、どのように改定していくのかという3点の再質問をさせていただきます。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 まず、今、公務員に求められている人物像というものは、社会情勢の変化に伴い変わってきていると言えます。コスト意識であったり、民間的な発想な

どが求められているという状況がございます。それを踏まえまして、例えば、階層別に求められる役割と必要な能力について、現状も踏まえ、課長補佐、副参事、主査の部分を細分化して、指針のほうに、方針のほうに追加する、あとは、研修体系や階層別計画をより具体的に盛り込んだ内容に改めていくということで改定のほうは考えております。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ちょっと答弁漏れじゃないかなと思うんですけども、現況がどうあって、今後どういうふうにするのかというのをもうちょっと詳しくお願いしたいんですけども、すみません。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 先ほども申し上げましたとおり、当時、指針をつくった当時の状況が、もうかなり古いものとなっておりますので、現状としまして、今、コスト意識であったり、民間的な発想というところは、公務員のほうに求められてまいります。それを踏まえて、その内容を指針のほうに加えていくという形になります。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 現状、大変古いものということで、その辺は改定を試みていただきたいなと思います。世相に合わせて変えていくっていうのは大事なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

任用能力、開発評価という部分の前に、まず基本の採用をされる場合に、差異についての御質問をしたいと思います。

常に求められていく専門性、中立性、能率性、継続性、安定性の確保を枠組みとして、能力に基づく任用や職務への専念、政治的中立を基本とし、服務規律や適切な勤務条件を条件として様々な方が募集等に来られると思います。

そんなことを前提に、具体的に、当市においてはどのような条件で人材を採用されているのかお尋ねしたいと思います。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 まず、令和4年4月1日現在の常勤職員の年齢構成について触れさせていただきます。

まず、常勤職員10代が1人で0.2%、20代が82人で20.0%、30代が69人で16.9%、40代が117人で28.6%、50代が93人で22.7%、60代が47人で11.5%となっており、30代の中堅職員が少ない状況で、年齢構成に偏りが見られている状況でございます。

当市の職員採用においては、このような年齢構成の偏りの是正を最優先課題として捉えまして、長期的、継続的な視点に立った採用計画に基づき採用試験を実施しております。

具体的な採用試験の募集職種、条件ですが、ちょっとお待ちください。

失礼いたしました、令和3年度及び令和4年度においては、大学卒業程度である上級と高校卒業程度である職員に区分し、一般事務職と福祉事務の上級、専門職では、保育士初級、建築上級及び初級、電気上級及び初級、土木上級及び初級、臨床心理士上級、精神保健福祉士上級などの職種を募集いたしました。

初任給については、大学卒業程度が18万2,200円、高校卒業程度が15万600円であり、扶養手当、地域手当、通勤手当等の諸手当が支給されるほか、学歴や職歴等が給与に加算されます。

なお、採用に当たっては、一定水準の能力の実証が必要となりますが、有能な人材を多く集めるためには、単に知識ばかりを問うのではなく、受験者の性格、考え方、経験、姿勢、コミュニケーション能力など、人物の評価に重点を置いた試験が必要であると考えられます。

今後、他自治体のみならず、民間企業の採用試験についても調査研究し、有能な人材の確保に努めてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 何点か再質問、こちらもしたいと思います。

まず、一番最初ですね、30代の職員さんが少ないということで答弁されてきました。これに関しては、なぜ30代が少ないのか、把握されている範疇があればお示しをいただきたいと思います。

あと、年代の偏りに対して長期的・継続的な採用計画をしていくということでありましたけれども、この辺はもうちょっと細かく掘り下げて、どのような長期的に、どのように継続的にやっていくのかを、採用の部分に関してお示しをいただければと思います。

あと、私個人、今お聞きしていて思ったのが、給与部分のお話、ちょっと質問しようと思ったんですけども、先にお答えいただいたのでありがたかったですけれども、新卒の採用者と中途の採用者の部分で、手当を含めてこういう額面ですという御説明、数字いただいたんですけども、基本給のほかの部分というのは、すみません、私、組織にいたことないのでちょっと分からないんですけども、年齢で決めていらっしゃるのか、それとも学歴・職歴等で決めていくのか、それともその中途に入ったときに、学歴はあるけど何歳だよとか、その辺はどういうルールになっているのか教えてもらえればと思います。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 再度の御質問にお答えいたします。

まず、30代の職員が少ないという状況に関しましては、当時の職員の採用の状況、考え方がございまして、採用していなかった時期がございまして、その部分が影響しているかと思われると思います。

また、継続的な採用、計画に従った採用ということに関しましては、そちらのほうは、若年層の新規採用を継続的に行うというところがございまして。一方では、今、いびつな年齢の部分、是正を最優先課題としていることを踏まえまして、採用の状況を見ながらとはなりますが、受験年齢の引上げですとか、民間企業経験者の採用等の採用試験実施が必要じゃないかというふうに考えております。

あと給与の関係、こちらは、途中で採用された方に関しましては、職歴の加算等ございまして。先ほども答弁いたしましたが大卒か高卒かというところでも、基本給の差はございまして。

以上です。（「手当の」の声あり）

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 失礼いたしました。

諸手当に関しましては、先ほども申し上げましたけれども、扶養手当、地域手当、通勤手当等が支給されるということは、それぞれの職種変わりございません。手当がさらに、学歴等、職歴等給与に加算されるほか、そういった諸手当が支給されます。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 給与体系についても、私ちょっと今の御答弁では分からないので、後で教えてください。結局、僕が聞きたいのは、途中で入ってこられて30歳、例えばですけれども、30歳の方と、高校卒業して18歳から30歳なった方の給与体系の違いがあるのかという意味合いでちょっと聞いたつもりだったんです。要は、その中途、今御答弁結構です、後で教えてくださいということのニュアンスだったんですけれども、質問の意図が伝わらなかったのかなと思って反省しています。

それと、その前で、30代職員の方が少ないという現況に対してって、どうしてなのかというふうにお聞きしたときに、答弁内容では、採用していない時期がありましたというふうにお話しされましたけれども、それは、すみません、何でなんですかね。それを再質問とさせていただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 具体的なお話というよりは、その当時の採用の方針であったり、考え方に基づいて、それぞれの年度でやっておりますので、その当時はそういう考えたのを基に職員採用していたというふうに考えております。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

2つ目の質問に移ります。

先ほど伺いました能力差や社会的経験値の違いがあると、職員さんの中でもあると思われる中、採用をされた後、人材育成としてどのようなことをし、または市執行部の皆さんは行っていらっしゃるのか、御質問させていただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 当市の具体的な人材育成方法ですが、採用後、新規採用者は、新任職員研修を受講し、市職員として必要とされる基本的な心構えと知識を習得します。

また、配属先では、所属長を中心として、職場の先輩方や同僚職員により、新規職員の適性や性格、社会経験に応じた職場研修を実施し、速やかに職場環境に適応できるよう、職場内の実践的な能力開発を行っております。

また、職員の昇任により、係長級、課長補佐、課長、部長を対象とする階層別研修を実施しているほか、各業務に関係するスキルアップのための業務研修を可能な限り機会を設けまして、多くの職員が受講できるよう、その確保に努めております。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

基本方針で、まず最初に御答弁をいただいた能力開発の部分に当たってくるとは思うんですけども、今、御答弁された中で、職場内での能力開発という部分で、具体的にどのようなことをやっていたらいいのかお聞きしたいと思います。

それと、今ちょっと大事な話を御答弁されました。階層別での研修を実施しているということで、管理職のことだと思うんですけども、それに対して、業務研修の機会の確保というお話が、今、御答弁いただきましたけれども、その業務の研修の機会の確保ということで、機会の確保とは何ぞやということですね。これも具体的に教えていただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 再度の御質問にお答えいたします。

まず、職場内の実践的な能力開発ということなんですけれども、基本的にOJTということで、その考え方に基つきまして、実際の業務に携わりながら仕事のやり方を学んでいく、経験を受け継ぐというような形でやっております。

また、業務研修という、その機会の確保ということなんですけれども、階層別の研修はそれぞれの役職に応じた形での研修を実施しておりますけれども、またそれぞれの課、業務内容に応じて様々な研修メニューがございますので、それぞれの経験に応じてその研修を受講してもら

うということで、その機会を確保するという意味でございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 受講のメニューはここではお聞きしませんけれども、どういう方がそういう研修を受けられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

管理職になっていく方が、そういう研修、ごめんなさい、業種別の研修を受けて、要はマネジメントのほうとかそういったものをやるのかどうなのかという部分を確認したいと思います。

それに併せて、私が皆さんといつもいろいろお話しさせていただいて、職場の現場の、現場という言い方はないですよ、窓口とか、課とかにいらっしゃる若い方とかの、接する機会がなかなかないじゃないですか、執行部の皆さんと話す機会のほうが多いんですけども、やはり皆さんの責任というのは大きいと思うんですよ。

ただ、働く人たちは、そういうポストであったり、そういう立場、役職を目指してやっている部分もあるのではないかなと思うんですけども、やっぱり行政サービスというのは、我々民間、我々じゃないです、ごめんなさい、その辺の民間の方々と違って、やっぱり特殊な業種体でもあると思いますし、その辺を、先ほどの質問に併せて、今後、任用の部分に当たると思うんですけども、どういう人材を登用されて活用を指示していくのか、その辺も併せてお答えいただきたいと。

以上、2点の再質問になります。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 再度の御質問にお答えいたします。

まず、階層別研修と申しますのは、役職に求められるその責任とか、能力、その業務に関する研修でございます。業務研修というふうにお話ししたのは、その課それぞれで求められる業務に関する知識を増やしたり、スキルアップするための研修でございますので、管理職になられる方が必ずその研修を受けるということではございません。

どのような人材を、人材活用ということでしょうかね、採用、登用ということでしょうかね。

毎年、職員向けに自己申告書により、例えば異動の希望であったり、資格の取得状況であったり、異動先の希望などを把握しておりまして、また、それぞれ業務経験などを踏まえまして、総合的に判断して、それで人材の活用のほうを行っているということです。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 本当に人事の登用というのは大変難しいと思います。私は大きな組織に所属したことはございませんので、なかなかその横、縦のつながりというのは難しいの

ではないかなと思いますが、そのルール、一定のルール、そしてその能力というものを皆さんのほうで判断していただいて、若手の登用をぜひ頑張っていたきたいなと思います。

最後になります。

継続していく行政サービスについて、組織のありようについて御質問をさせていただきます。

まず初めに、なぜこのような話をしなくてはならないのかということで、私がちょっと自分なりに思うことをお話しさせていただきたいなと思うんですけども、行政のトップが選挙、今ちょうど県会議員選挙もやっていますけれども、市長選挙等で、行政のトップが選挙等で替わっても、町で推進していく事業や制度は、この議会で議決をしない限り、変更や中止等は基本的にないものと私は考えています。

また、そのために、そこに働く職員の皆様が制度や運用のノウハウを新しい職員の皆様に継承していかなければ、継続性は担保できないと考える次第であります。ゆえに、適切かつ計画的な採用計画や人材育成は必須であると思います。

例えばですけれども、これ、ヒアリングのときちょっとお話ししましたけれども、窓口を訪ねてきた市民の方が「あんた入社何年目なの」という、そういう話を気にして話されないと思うんですね。同じ求めるものに対して、同じスキル、同じレベルで、課長さんだろうが一般職の方であろうが、求めていくものは同じだと思います。

そういったことを踏まえて、実際私もこれは経験したことがあるので、ちょっとお話しさせていただいたんですけども、全体像の組織としてどのように行政サービスを継続していくのか、改めて御質問をさせていただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 新規採用職員や異動に伴い、それまで経験のない業務に携わる職員は、配属になった当初、知識や経験不足により市民の皆様との窓口や電話対応では、的確な回答や説明に時間を要してしまうなど、十分な行政サービスの提供がなされず、御迷惑おかけする状況が散見されるかもしれません。

新しく職員が配属になった際は、所属長により、所属課の状況や職員の適性を踏まえながら、担当業務の振り分けがなされ、教育指導する職員をつけることで、業務の継承と職員個人の能力の向上を図っております。

今後とも、このような職場研修を充実することで個々の職員の経験不足や知識不足を要因とした行政サービスの低下を招くことがないように、組織的な業務水準の維持と継承を図ってまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○6番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

大枠、お聞かせいただきました。

人口減少社会が今進んでいる中で、社会的な課題となっています。私、前回の選挙のときに、キャッチフレーズで「選ばれ続けるまち牛久」というふうな形で話を出させていただいたんですけども、まさに今それが求められている時代じゃないかなと実感しております。

今の御答弁でありますと、行政サービスの低下を招くことがないようにということでありましたので、まちづくりのエキスパートである職員の皆様方、特に、ここにいらっしゃる執行部の皆様方がさらなる健全な行政サービスの指導育成を継続して行っていただけることを御期待申し上げて、一般質問を終わらせていただきたいと思います。

本日はありがとうございます。

○杉森弘之 議長 以上で、6番甲斐徳之助議員の一般質問は終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午前11時42分休憩

---

午後 1時14分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番黒木のぶ子議員。

[16番黒木のぶ子議員登壇]

○16番 黒木のぶ子 議員 市民クラブの黒木のぶ子です。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回、私の一般質問は、マイナンバーカードについての質問となっております。

今さらですが、復唱しますと、マイナンバー制度の法律は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」という長い条文の名称で、この制度の内容につきましては、1つにマイナンバー、2つにナンバーカード、そしてマイナポータルという3つの条項で構成されていることは周知のことです。

マイナンバーについては、国内の全住民に12桁の番号が付番され、この制度については、あくまでメリットとしては、行政の実務のためにつくられた制度であると同時に、行政サービス等の事務手続の簡便かつ迅速化を図るためと認識はしております。

しかしながら、今般、10月28日、突然このデジタル省が2024年秋には現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに健康保険証機能を導入するという方針を打ち出されたわけです。

今まで、免許証、健康保険証、預金口座等の導入はいずれされていくにしても、個々の任意であるというふうに考えておりましたが、現行の健康保険証の廃止、その廃止の期限が示されれば、事実上の義務化となり、健康保険証の必要性のことを考えれば、いや応なくマイナンバーカードへの健康保険証に移行せざるを得ない状況かと考えられます。

マイナンバー制度の制定から今まで、6年以上となりますが、マイナンバーカードが普及しなかったのはなぜなのかというふうな、その課題を払拭する前に、過剰なマイナポイントのばらまきや、有名人を起用してのテレビCM等を駆使しているさまを目にしますと、その先に意図するものは何なのかと危惧され、そのマイナンバーカードの普及には2兆円を超える予算ということでありますから、現在、政府の対応に対し、大変疑問符を感じているところであります。

このような思いは市民も同様で、保険証も免許証も現行のままで、別段ほとんどの人たちは不便を感じていないということでもあります。

確かに、どこにいても行政のサービスが受けられますというキャッチフレーズに対しても、特段利便性を感じられないというのが大方の声でもあります。

逆に、マイナンバーカードを作った場合の情報漏えいや、悪用される、そのこと自体が不安や心配があるというふうにしている市民の方がほとんどで、カード作成については消極的であるとの声が多くありました。

しかし、現行の保険証が廃止の方向性を示されれば、結果としてマイナポイントが付与されているこの間にカードを作ったほうがよいとの判断での市のマイナンバーカード申請窓口は連日混み合っている状況であります。

このような中で、市民が心配や不安とされている問題点を質問してみたいと思います。

昨今、ヒューマンエラーなどとしていろいろな事件が発生し、記憶では、山口県阿武町での4,630万円の誤送金や、再確認を怠ったがための車中に子供を置き去りにした死亡事故などが話題となっております。

牛久市では、マイナンバーカードのデータ入力を市の職員がしているのかどうか、また、民間業者への委託なのか、民間業者への委託であれば委託先等を併せてお聞かせいただければと思います。

**○杉森弘之 議長** 小川茂生市民部長。

**○小川茂生 市民部長** お答えいたします。

申請があったマイナンバーカードは、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISで作成された後、市へ送付されます。

市では、受領したマイナンバーカードの住所、氏名等の確認及び交付前設定等の処理を実施

した後に、市民へ交付案内通知を郵送しております。

この、マイナンバーカードを受領してから交付までの一連の処理は、全て市職員が行っており、業務委託は行っていません。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 黒木のぶ子議員。

**○16番 黒木のぶ子 議員** 今、御答弁いただきましたけれども、データ入力等の事務処理に対しては、全て総合窓口の職員が行っているとの御答弁であります。今回、リフレに総合窓口が開設されたことで、職員がごっそりと配転されるということで、ちょっと人間的なものが心配ではありますが、その辺については、しっかりと行政は考慮の上で、リフレの窓口のほうに職員を異動させるというようなことであると信じておりますので、次に、マイナンバーカードを紛失したときの手続と連絡先、また、再発行する際には有料なのか無料なのかお聞きいたします。

**○杉森弘之 議長** 小川茂生市民部長。

**○小川茂生 市民部長** マイナンバーカードを紛失した際は、国が設置している365日、24時間体制の「マイナンバー総合フリーダイヤル」へ連絡することで、マイナンバーカードの一時利用停止をすることができます。

また、外出先で紛失した際には、警察に遺失届を提出していただくことになります。

紛失したマイナンバーカードの再発行手続につきましては、総合窓口課におきまして、「紛失・廃止届」の提出と、再度マイナンバーカードの申請をしていただくこととなります。

紛失による再発行手数料は有料で、再発行されたマイナンバーカードを受け取る際に1,000円を頂いております。

なお、再発行が無料となる主な例としましては、マイナンバーカードの有効期限満了によるものや、マイナンバーカード表面の記載事項が満欄になり、書く場所がなくなるということですね、満欄になり、新たな住所、氏名等の追記ができなくなった場合の再発行。また、マイナンバーカードを持っている人が国外に転出し、再度、国内に転入した場合の再発行などがございます。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 黒木のぶ子議員。

**○16番 黒木のぶ子 議員** やはり、紛失したときにどうしようかというような心配がありましたけれども、365日、24時間対応で、その体制をしっかりとしているということなんです。この国のほうのマイナンバー総合フリーダイヤルということで対応されるということなんです。このマイナンバーカードというのは、今、パスポートでさえも偽造されたりとか、

あと、日本の一万円札ですか、あれもアメリカのドル紙幣とか北朝鮮みたいな、偽造ができないように技術的に施されているということなんですが、このマイナンバーカードに対しましては、そのような技術的な偽造されないための何か施されているのか。

そしてまた、再発行までの日数ですね、今発行されているのは約2か月というふうに向っておるところなんですが、その辺につきまして、やはり皆さん、先ほど申しましたように、健康保険証をマイナンバーカードに導入するということでもありますので、病気はいつ何どき、どういふふうになるか分からないところなので、その辺につきましても、市民への情報提供等ほどのようになっているのでしょうか、お聞きいたします。

**○杉森弘之 議長** 小川茂生市民部長。

**○小川茂生 市民部長** マイナンバーカードのセキュリティーにつきましては、ICカードのセキュリティーの国際基準の認証を取得しておりますので、券面の偽造も困難なカードとなっております。

万一、不正に情報を盗もうとした場合、自動的に情報を消去する機能なども有しており、暗証番号も入力を一定回数間違えると自動的にロックされます。

また、カード裏面のICチップには、税や年金、預金残高などのプライバシー性の高い個人情報も記録されませんので、安心してお使いいただけます。

市民への周知方法につきましては、カードの交付の際に利用の御案内をお渡しし、紛失したときの手続や暗証番号は他人に教えないようにと説明をしているところです。

また、マイナンバーカードの再発行までの日数につきましては、現在、新規で作成したときと同様、約2か月いただいておりますが、これは、今日の新聞報道などによりますと、政府のほうで短縮をするというところを考えているようで、10日ぐらいで再発行できるようにするというところでございます。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 黒木のぶ子議員。

**○16番 黒木のぶ子 議員** 御答弁いただいたように、やはり健康保険証はいつ使うかわからないということと、やはり、どうしても名刺ぐらいの大きさなので、どこに紛失したかわからないというような状況も多々あるかと思うんですね。だからそういう面では、ICカードの偽造もできないし、ナンバーでしっかりと、もう悪用されないというような、今、答弁だったんですが、3番といたしまして、昨今、多額のお金を扱うメガバンクなどでも何回ものシステム障害、それとか政府が実施しました新型コロナ接触確認アプリCOCOAも同じくシステム障害ということで、機能不全に陥っていたことは皆さん記憶に新しいことだと思います。

これらのシステム障害ということではありますけれども、その中身についての詳細は、私ど

もには知らせていただけませんので、少々その辺については不明ですが、これらを踏まえれば、先ほど申しましたように、命に直結する健康保険証をマイナンバーカードに導入した際、システム障害等が生じたときには、迅速に健康保険証同等の機能のある証明書などの発行について、先ほど国の方の喫緊の情報では、10日ぐらいで再発行するという事なんですが、それでも遅いではなかろうかというふうに思いますけれども、その辺につきまして再度お聞きいたします。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 河野太郎デジタル大臣は、10月13日の記者会見で、現行の健康保険証を令和6年秋をめどに廃止し、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に切り替える方針を示しました。

しかし、その後、国や県からは、国民健康保険証や後期高齢者医療保険証に関する通知はありません。

デジタル庁のウェブサイトには、「紛失など例外的な事情により、手元にマイナンバーカードがない方々が保険診療等を受ける際の手続については、今後、関係府省と別途検討を進めてまいります」と掲載されております。

御質問の件につきましては、今後、国から検討結果の通知や広報がなされるものと考えております。国の方針に合わせ速やかに対応してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 今、御答弁いただきましたように、政府はマイナンバーカードの申請について任意であると言いつつも、健康保険証は令和6年秋には廃止と強引な方法を取るにもかかわらず、今、御答弁いただきましたように、政府が肝煎りで推進しているにもかかわらず、デジタル化に向けての詳細な通達はないとのこと、そのように考えてよろしいのですね。

市民の心配、不安は、カードの紛失や情報漏えいだけでなく、過日、大阪府立病院がサイバー攻撃でシステム障害となり、本当に緊急を要する急性期総合医療センターの患者さん77件の人たちが、手術が中止となり、それで来年の1月まで、その手術等については各病院などに分散したりしたことは新聞等で知りましたが、市が管理しておりますサーバーにウイルスが侵入したようなときに、サイバー攻撃などの被害に遭うことがないのかどうかについてお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 牛久市の情報セキュリティは、国のセ

セキュリティガイドラインに沿って、ネットワークを3つに分ける3層の対策を行っています。

国民健康保険の事務処理ですが、住民記録や住民税などと同じ基幹系ネットワーク内で行っておりますが、この基幹系ネットワークは、その他のネットワークから完全に独立した非常に高いセキュリティーとなっていることから、外部からのサイバー攻撃による被害の可能性は極めて低いと、情報担当課から伺っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 極めて低いということでありますのは、100%サイバー攻撃に遭うことはないということではないというふうに思うわけですが、やはり、その辺については、今から質問しますようないろんな、そのデジタル化に向けたときの穴といいますか、そういうものが、やはり牛久市などの場合、情報課だけの問題ではないような気がいたしますが、国のほうの情報セキュリティー、3つに分かれているといいますが、その辺についてもやはり皆さんが、本当に今の状況の中で、常にイノベーション、技術革新があつて、いつどういふふうになるか分からないというふうに、市民がやはり、私の場合はデジタル音痴というか、デジタルに関してあまり深い知識はございませんが、知っている方たちは、やはりその辺が大変心配であるというふうに言われていますので、しっかりと、そのセキュリティーという意味では、二重三重にやっていただければと思います。

続きまして、④番といたしまして、牛久市内でマイナンバーカードで受診できる医療機関の数についてお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 厚生労働省のウェブサイトに掲載されているリストによれば、11月13日現在、マイナンバーカードの保険証の利用が可能な牛久市内の医療機関等につきましては、病院は2件中1件、医科診療所は63件中18件、歯科診療所は43件中10件、薬局は42件中22件となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 牛久市内の大きな病院2件についても、1件はまだマイナンバーカードで受診できないということですね。それとか、病院数全体としましても、あまりマイナンバーカードで受診できるという診療所等、あと歯科医院ですか、それについても随分少ない状況であるということでもあります。

しかしながら、先ほど申しましたように、マイナンバーカードでなくても、牛久の地域の健康管理と治療に長い間携わってくれている、そういう開業医などに対しましても、やはりこの

デジタル化がなくても受診できるような、そういうのを牛久市としても、国に迎合するというか、追随する形でマイナンバーカードに全て健康保険証を導入するというのではなくて、その辺について考えていただければというふうに思うところではありますが、2024年までというふうに先ほど申し上げましたように、デジタル庁は一応、時間を切つての健康保険証導入ということなのですが、そうしますと、今、お答えいただきましたように、まだマイナンバーカードで受診できる医療機関も少ないわけですが、一応24年までに医療機関で推進するとかデジタル化できるであろうというような、そのような医療機関数ですね、それは分かっていたらばお聞かせください。

**○杉森弘之 議長** 渡辺恭子保健福祉部次長。

**○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長** 2024年秋までにマイナンバーカードの保険証利用を予定している医療機関数については、厚生労働省のウェブサイトを利用開始に必要な「顔認証付きカードリーダー」の申込みを行っている医療機関等の件数が、都道府県別に掲載されております。

それによりますと、11月13日現在、茨城県内の病院は174件中161件、医科診療所は1,440件中1,185件、歯科診療所は、1,461件中1,236件、薬局は1,339件中1,234件と公表されております。なお、市町村別の状況については公表されておりません。

医療機関が利用を開始するためには、医療機関等向けポータルサイトへのアカウント登録とマイナンバーカードを読み取る「顔認証付きカードリーダー」が必要となりますが、一部でカードリーダーが不足しているため、利用の開始ができていない医療機関があること、また、小規模診療所等では、医師が高齢を理由に申込みに至っていない状況もあると、医療事務関係者からは伺っております。

オンライン資格確認の導入は、令和5年4月から原則義務化されるため、令和5年3月31日までに導入を完了することが国補助金の条件となっていることから、今後申請する医療機関もあると思われれます。

なお、システム化は、医療機関側のオンライン資格確認の導入と、市民側のマイナンバーカードに保険証機能を追加することの2つが整って運用可能となります。

令和4年7月22日に厚生労働省保険局が示した内容では、「医療機関や薬局のオンライン資格確認の導入状況を踏まえ、保険証の原則廃止を目指す」とある一方で、「保険加入者から申請があれば保険証が交付される」としています。

今後の国からの情報を周知し、手続の混乱により医療が受けられなくなるような事態を招かないよう、市民への情報提供等を行ってまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 今、医療機関のほうに令和5年の3月31日をもって補助金等の打ち切りというふうになるまでには、各医療機関がデジタル化に向けたマイナンバーカードによって保険証診察ができるようになるであろうというふうに御答弁いただいたので、その辺につきまして期待するところであります。

次の質問となりますが、個人データの情報管理と保護のためのセキュリティーと責任の所在、そしてまた補償についてお聞きいたします。

今は、新聞やニュース等では、サイバー攻撃としてパスワードを盗み取る手口やパソコンを遠隔操作するリモートデスクトップとか、また、企業情報を盗むランサムウェアなどの事件が発生し、被害に遭っております。

今、これらの事件は、本当に国家間や医療機関、大企業で、もうすごいたくさんこのような事件が起きています。

このような医療機関も、国家間も、大企業も、幾重にもサイバー防御されているにもかかわらず、攻撃のターゲットにされましたら、もうそれが最後で、もう被害が拡大しているというのが実情ではないかというふうに考えるところであります。

そうした中で、牛久市のセキュリティーと責任の所在について、また、補償について、どのようなになっているのかお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 行政がマイナンバーを利用する場合、デジタル庁所管の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる番号法により、その利用範囲や取得及び提供、監視、監督、罰則等が規定されております。

万が一、マイナンバーを含む特定個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に従い、事実関係の調査及び原因究明、被害の拡大防止や再発防止策を検討の上実施し、その事案内容に応じて、国の「個人情報保護委員会」への報告や、本人に対して、事案発生の際の旨の通知をすることが義務づけられております。

市におきましては、各情報システムが取り扱う情報について、機密性、安全性を維持するために、「牛久市情報セキュリティポリシー」が定められており、この中で、組織の体制について最高情報セキュリティ責任者を副市長、統括情報セキュリティ責任者を情報政策担当部長である市民部長、その他の部局長を情報セキュリティ責任者とし、責任の所在を明確にしております。

なお、市職員一人一人は、常に市民の大切な個人情報を扱っていることの責任と危機管理を

徹底していかななくてはならないため、情報セキュリティー研修により、セキュリティー意識の向上と知識習得に努めているところでございます。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 市での責任の所在は、副市長をはじめ担当部長というふうになっておりますけれども、このように政府の肝煎りで強引に推進しているかに見えるマイナンバーカードに対して、利用者に損害が生じて、所管するデジタル庁は、「本システムの利用及び利用できないことにより、システム利用者または他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします」と、マイナポータル利用規約条項に定めているわけです。

デジタル化は、効率性や生産性の観点から促進することについては、私はやぶさかではございませんが、先ほども申しましたように、日々進化するデジタル機器に対し、どこでどのような被害や損害が発生するか分からないので、デジタル庁は、責任回避のため、利用規約条項を定めているのかなというふうに感じないわけではありません。

ただいま御答弁いただきましたセキュリティーに関しては、市では一応責任という所在は明確にされておりますけれども、本当にその損害等が発生したときに、今、御答弁いただいた、ポストである所管の方たちがどこまでその被害について補償をできるのかというふうな疑問が起こるわけですので、その辺についてどのようになっているのかお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 個人が他人に暗証番号を教えたときや行政側のセキュリティーに何らかの、問題があった場合などが想定されるわけでございますが、これに対して一律の補償というものはございませんので、その個別の事案ごとに対応していくものと思われま

す。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 それしかないですね。本当に銀行口座なんかも、全財産を一つの口座に入れたやつをマイナンバーカードに入れてしまって、それが全部抜き取られたなんという場合は、少額であれば何とか個人も我慢できるでしょうけれども、何億というお金を持っている人たちは、その物が盗まれたとき、市がそれを、そこのポストにいた人たちが、責任の所在を明確にしると言われましても、先ほど申しましたように、デジタル庁でさえもこのような利用条項をつくっておいて、それで責任を回避しているというようなことなので、やっぱりこの辺についてはちょっと不安材料の一つというふうには私には考えているところですが、でも、推進するメリットと、つukらないメリットということで考えましたら、先ほども、完璧なセキュリティーの中でやっているということであるならば、日本が遅きにあるデジタル化の社会をつくるのが、やはり世界に比べますと遅いということでもありますので、その点については、メ

リットとデメリット、どちらがあるのかというふう考えたときには、メリットのほうをあるだろうというふうを選択いたしました、次の質問に入ります。

現在、高齢者施設では、保険証は施設が保管し、病院へ行くときには施設の方が持参し、受付や会計まで代行してくれるが、マイナンバーカードは情報の扱いの観点から、マイナンバーカードの保険証は預かれないと言われたというふうにされておりますが、自力でいろんなことができなくなっているような施設入所者の高齢者の立場を考えると、やはりその救済ということについて、やはり必要になってくるのではないかというふうに考えるところでありますが、その救済についてどのように考えられるのかお聞きいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 国では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めるために、令和6年秋に健康保険証の廃止を目指しておるわけですが、市民の中には、施設等に入所している方や、単身世帯の高齢者など、マイナンバーカードの取得を希望していても、御自身で申請することが困難な方もいると思われまます。

一つの例としまして、市では、現在、行政区に出向き、区長をはじめ役員の方々に御協力をいただきながら、マイナンバーカード出張申請受付を実施しております。

御高齢の方でも、「近くの区民会館までなら行ってみようか」と思われるようで、好評を得ております。

施設側で保険証の機能を有したマイナンバーカードを預かれるかどうかは、施設の判断によるものと思われまますが、今後は、在宅介護の方や施設等に入所の方につきましても、御希望があれば、コロナ禍の状況を踏まえつつ、ケアマネジャーや施設側とも調整した上で、出張申請受付を実施できるよう、カードの取得を希望される方には柔軟に対応してまいりたいと考えております。

なお、11月27日現在におきまして、牛久市のマイナンバーカードの申請率は、65.8%、交付率は52.5%となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 随分、65.8%という数字なので随分高いですね。

各市区町村におきましては、まだ10%というところもありますし、90%というところもあります。それだけこのマイナンバーカードに対する考え方とか、安全性というものを、行政のほうからどのように各住民に説明しているかで、そのカードの取得というものが喚起されていくのかどうかという取得率にもなっていくのかなというふうに思いますけれども、国は本当にもうしゃかりきになっていると思うんですよね。この取得率で交付の補助金が1,000億

というようなことになっているので、1,000億をみんなでその分捕り合いみたいな形で、マイナンバーカードの取得というか、率を上げるというようなことになっているように思いますけれども、やはり、国が言っていることに逆らってもしょうがないという部分も、一方では私はあるのかなというふうに思うので、やっぱりその総務省がそのように交付金とこの補助金の一体的に考えてちゃんとやりますということを言っているわけですから、牛久市もその1,000億の予算計上の取得に向かって、ぜひ頑張っていたいただければというふうに思うところであります。

いろいろ、それぞれ考え方はあると思うんですけども、本当に、先ほど部長のほうから答弁いただいたように、なかなか困難な人、施設でなかなかそのマイナンバーカードを取りにくい人とか、介護のためにうちで寝たきりの状態であっても、やっぱり必要であるということになれば、そういうものに対する市の執行部の体制といたしましては、柔軟に対応する、そういうものがやはり臨機応変に対応してくださるというのは、やはり市民にとりましては必要だし、ありがたいのかなというふうに思っているところであります。

以上で、私の一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で、16番黒木宣子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時5分といたします。

午後1時57分休憩

---

午後2時09分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、10番伊藤裕一議員。

〔10番伊藤裕一議員登壇〕

○10番 伊藤裕一 議員 無会派の伊藤裕一です。

本日は、2点質問させていただきます。

さきの定例会で認定された令和3年度決算審査意見書の中で、「牛久市の財政状況は、すぐに危機的状況に陥る懸念はないと考えられるが、高齢化に伴う社会保障経費、公共施設の老朽化への対応などを考えると、将来的に新たな施策や事業に財源を配分することがますます困難になることが懸念される」との指摘を受け、公共施設老朽化への対応が財政上の課題の一つであることが再認識されました。

さらに、本定例会では、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合に係る議案が上程されており、統合の目的の一つが、将来のごみ処理広域化であるとの説明がなされています。

人口減少、少子高齢化社会において、公共施設を自治体経営の観点から総合的かつ統括的に企画管理及び利活用する取組である公共施設マネジメントが求められていると言えます。

しばらく前の話になりますが、私は2018年に同僚議員と共に先進的な公共施設マネジメントを行っていることで知られる神奈川県秦野市を視察し、さらに最近、同市の公共施設マネジメント担当職員が執筆した書籍を読みました。

同書籍によれば、秦野市の住民1人当たりの箱物面積は1.98平米と比較的少ないにもかかわらず、全てを維持することは不可能との決意の下、公共施設の総量削減を含む公共施設マネジメントを行っているとのこと。

ところで本市は、2018年に牛久市公共施設等総合管理計画を策定、同計画は、施設の適正化やコストの縮減と財源確保、計画的な施設の保全を行うとしています。

同計画によれば、本市の住民1人当たり公共施設面積は、2.2平米と、県内の市では2番目に少ないそうではありますが、さきに述べました、将来の財政状況の悪化や、同様に公共施設が特段多いわけではない秦野市が積極的に施設削減に取り組んでいることを踏まえれば、公共施設マネジメントの取組を強化することが必要と考えます。

そこで、本市としても、同計画に触れているとおり、公共施設の廃止や統合を含め、施設の配置や規模の適正化に取り組む考えはあるか確認をいたします。

**○杉森弘之 議長** 二野屏公司経営企画部次長。

**○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長** 当市の公共施設管理につきましては、将来を見据えた公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理の推進を図ることを目的とした牛久市公共施設等総合管理計画が策定されております。

公共施設の配置や規模の適正化につきましては、計画に位置づけられる基本方針の一つである「まちづくりの視点を持った施設の適正化」の中で、施設ありきを前提とせず、機能を重視し、公共サービスの水準を確保しながら配置規模の適正化を図ることとしております。

平成28年度の計画策定時においては、市営住宅の統廃合に触れてはおりますが、その他の施設については、現行施設の維持管理を図ることとしており、当計画の方針に基づき、個別施設ごとに現状を踏まえた再編計画などを立てて対応しております。

具体的な経過としましては、おくの義務教育学校の一体型校舎への移行による統合、保育園再編計画に基づく、向原保育園の廃止などがございます。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 伊藤裕一議員。

**○10番 伊藤裕一 議員** 施設の廃止や規模の適正化を実現するためには、全庁的な取組のためにも、部長級とも渡り合えるよう、できれば副市長がトップとなる公共施設マネジメント

のための組織をつくることが望ましいと考えられます。

牛久市公共施設等総合管理計画によれば、政策企画課が公共施設マネジメントの事務局として計画の進行管理を行い、全庁的な調整や合意形成を行う場としての庁内検討組織を設置するとあります。

そこで、本市の公共施設マネジメントを実行するための庁内体制の詳細を伺います。

さらに、公共施設マネジメントを推進する上では、個別施設の具体的な対応方針を定めた個別計画の策定をする必要がございます。

先ほど、こちらについては一例を挙げていただいたところでありますが、さらに、施設の在り方を検討するに当たっての住民説明等のコミュニケーション方法を検討することが重要であると考えますが、これらの状況はどのようになっているか伺います。

**○杉森弘之 議長** 二野屏公司経営企画部次長。

**○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長** 公共施設の総合的な管理を進めるための庁内体制としましては、公共施設等総合管理計画に基づき、副市長をはじめ部長級職員による公共施設等総合管理計画推進本部を組織しており、計画に関連した調査研究などを行うための幹事会が次長級職員により構成されております。

また、個別施設の検討をするため、必要に応じ担当者の会議などを設け、検討体制を整えております。

次に、各施設の個別施設計画につきましては、国からも示されていますように、全ての公共施設において策定を目指すこととなっており、当市の公共施設の総合的かつ適正な管理を図るため、各施設所管課において個別施設計画の策定を進めているところであります。

最後に、市民への情報提供の部分になりますが、公共施設は市民の皆様の利用が前提であり、十分な情報共有が必要であることは認識しております。特に、統廃合など利用者への影響が大きいものも想定されますので、情報共有、意見集約が充足できるよう対応してまいりたいと考えております。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 伊藤裕一議員。

**○10番 伊藤裕一 議員** 他自治体の計画を見ますと、施設の延べ床面積などにつきまして数値目標を掲げている例もございます。そうした目標を掲げていくお考えはないか、確認をいたしたいと思えます。

**○杉森弘之 議長** 二野屏公司経営企画部次長。

**○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長** 当市の公共施設の延べ床面積については、市町村合併をしていないこともありまして、計画策定時に調査した平成24年度の数字にはなる

んですけれども、先ほど伊藤議員がおっしゃるとおり、人口1人当たりの床面積が県内32市の平均値3.44平米に対し、2.22平米となっており、県内でかなり低い数値となっております。

現状で、床面積の目標として数値目標は立てておりませんが、基本としまして、現有施設を維持管理していくことを前提としつつ、各施設とも改修、更新の際には当計画に基づき、市民ニーズ、財政状況などを踏まえ、集約化、複合化を含めて、質、量、コストの見直しがなされるものと考えておりますので、将来に向けましては、施設総量や維持管理経費の軽減を目指していくこととなると考えます。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 伊藤裕一議員。

**○10番 伊藤裕一 議員** 予防保全的な維持管理を行い、施設の寿命を延ばす長寿命化が牛久クリーンセンター等の公共施設で行われています。

参考とした書籍によれば、今までの施設を長く使おうということに反対する人は少なく、施設の削減よりも長寿命化を選択しがちであるが、長寿命化をすることでより人口が減少し、財政が厳しくなった時期に市債償還のピークを迎えることになるので、安易に長寿命化を選択するべきではないとあります。

同様に、長寿命化をしても、より財政の厳しくなった将来に施設の更新を迎えることになります。

一方、真に必要な施設を長寿命化することは望ましいことであり、ライフサイクルコストの低減につながる取組と言えましょう。

そこで、市としても、今後継続して使用したいと考える施設はどこか。また、長寿命化計画の策定状況と併せて伺います。

**○杉森弘之 議長** 二野屏公司経営企画部次長。

**○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長** 公共施設の長寿命化につきましては、各施設で策定している個別施設計画に基づき実施をしております。

当市の個別施設計画の策定状況につきましては、対象とする公共施設として、消防団の器具庫などの小規模なものも含まれていることから、全体の策定割合は32施設、26%にとどまっておりますが、主要な施設として市役所庁舎、小中学校、中央生涯学習センター、保健センター、福祉センター、クリーンセンターなどは策定が済んでおり、計画に基づきました維持管理が進められております。

施設の改修には多額の事業費を要することとなりますので、国庫補助金、公共施設等適正管理推進事業債の活用、また、公共施設等総合管理基金の適正な運用など、財源の確保に努めな

がら進めております。

また、長寿命化の取組としての施設改修は、緊急的なもの以外、ほぼ個別施設計画に基づくものとなっており、ここ最近の主な取組としましては、牛久クリーンセンターの改修、学校の空調や給食施設の改修、中央生涯学習センターホール棟の改修などを実施しております。

以上です。

**○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。**

**○10番 伊藤裕一 議員** 公共施設を活用し収入を得ることもまた、持続可能な公共施設とするための手法と言えます。秦野市視察の際、市役所敷地内にコンビニエンスストアがあったことが印象的でありましたが、このように、市の所有する施設の空きスペースを賃貸に出し、有効に活用していくことが考えられます。

また、市と契約した民間事業者等に市の施設の愛称を決定する権利を付与するネーミングライツもまた収入を得る手段であり、土浦市等で実績があります。

さらに、文化施設や体育施設は黒字化を目指す施設ではありませんが、施設の建築年数や部屋の広さに応じて料金設定を細分化したり、利用時間1時間単位を30分単位にするなど、適正な受益者負担の在り方を目指す事例があります。

そこで、これら公共施設の収支改善策についての取組状況を伺います。

**○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。**

**○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長** 公共施設の運営においては、その質を落とすことなく、適正、安定的になされることが必要であり、そのためにも財源を確保することを検討し、維持管理経費の軽減につなげていかなければならないものと認識しております。

現在、施設の貸出しにより収入を得ている主な施設としましては、現時点では、テナント誘致中ではありますが、ひたち野リフレ内の6階のテナント、1階の郵便局、駐車場、牛久警察署及び交番用地、そのほか銀行ATMや自販機などは、貸出しではなく施設の使用許可により使用料を徴収しております。

次に、施設のネーミングライツにつきましては、自治体の自主財源の確保、企業側の宣伝効果など、双方にメリットがあるものと捉えており、対象施設の選定や住民理解なども含め、積極的に検討を進めてまいりたいと考えております。

また、使用料以外の収入としまして、牛久運動公園野球場のフェンス広告については、年間約100万円の収入となっており、引き続き掲載企業への協力を求めてまいります。

最後になりますが、受益者負担に関しましては、公共施設全般の使用料等について統一的な指針がないことから、現在、受益者負担の方針の策定に向けた検討をしております。

「受益者負担の原則」「公平性・公正性の確保」という観点から、市民・利用者の理解と納

得が得られるよう、合理的かつ適正な設定基準とすることにより、受益者負担の適正化が図れるよう検討してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○10番 伊藤裕一 議員 近年、行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図る公民連携事業PPPに取り組む事例が増加しています。

PPPの代表的事例として、指定管理者制度、あるいはPFIが挙げられます。

指定管理者制度は、自治体が設置した施設の運営を全面的に指定した団体に任す制度であり、本市でも導入事例がございます。

また、PFIは民間資金を取り入れ、施設の建設から運営を民間企業に任せる方式ですが、本市のこれら公民連携事業への取組状況や今後拡大していくお考えについて伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 公共施設の管理における民間活用については、総合管理計画におきましても、基本方針の一つである「コストの縮減と財源確保」という観点から、PPPとしてPFIや指定管理者制度などの民間活力の導入という面も含め、取り組んでいくこととしております。

現時点においても、本市施設の運営に民間活力を導入している例もあり、「こども発達支援センターのぞみ園」、「牛久市営駐車場・駐輪場」、「牛久自然観察の森」の3施設について、指定管理者制度を活用し、民間による運営を行っております。

いずれも民間のノウハウを生かした業務の効率化、サービスの向上、また、市の経費軽減を図るため制度を活用しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○10番 伊藤裕一 議員 次に、公共施設には、箱物施設のほかに道路等のインフラ系施設があり、牛久市公共施設等総合管理計画では、限られた範囲の上水道、道路、橋梁、下水道を取り扱っています。

これらの施設は減らすことが困難なため、マネジメントは長寿命化や修繕更新が軸となると思われますが、インフラ系施設の維持管理方針を確認します。

なお、インフラ系施設には、一般の方が利用する上水道も含まれますが、水道施設更新等を理由として、本年4月に県南水道企業団が平均23%の水道料金の引上げ改定を行ったことは記憶に新しいところです。

下水道施設についても同様に更新が求められており、経営状況や資産状況をより正確に把握するため、公営企業会計への移行が行われたと承知をしておりますが、下水道料金の検討状況はどのようになっているか伺います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 まず、道路施設の計画的な維持管理につきましてお答えをいたします。

牛久市が管理する市道は約774キロメートルあり、そのうち幹線道路を中心に14路線、延長約44キロメートルについて舗装の状態を調査し、路線や区間の優先度、緊急度を総合的に検討した「舗装修繕計画」を平成29年度に策定し、この計画に基づき市道の舗装修繕を進めております。

また、橋梁につきましては、法令により5年に1回の点検が義務づけられております。牛久市では、69橋を管理しており、平成29年度・30年度に点検を実施し、損傷が著しい橋梁や幹線道路の橋梁、JRや道路をまたぐ橋梁などを重要な橋梁と位置づけ、優先度や緊急度を総合的に検討した「橋梁長寿命化修繕計画」及び「歩道橋長寿命化修繕計画」を平成30年度に策定し、この計画に基づき橋梁の修繕を進めるとともに、5年に1回の法定点検とは別に、道路整備課職員が年1回の簡易点検を実施し、橋梁の変状等を早期に把握することで利用者の安全確保に努めております。

続きまして、下水道施設についてお答えをいたします。

牛久市が管理する下水道施設は、污水管渠約385キロメートルや雨水管渠約125キロメートル、污水ポンプ場4か所などがございます。これらの施設は、昭和50年代から整備に着手しており、古いものでは既に40年以上が経過し老朽化が進んでおります。

このことから、平成29年度よりストックマネジメント計画の策定に着手し、施設の状況を的確に把握し、優先度、緊急度に基づき計画的に修繕を行う予定としております。

次に、下水道使用料についてでございますが、ただいま御説明いたしました施設修繕費の増大や人口の減少傾向に伴い使用料収入の減少が見込まれるなど、下水道事業を取り巻く環境は非常に厳しい状況でございます。

また、牛久市の下水道事業は、令和2年度に地方公営企業法を一部適用し、公営企業会計に移行しており、少なくとも5年に1回の頻度で「下水道使用料の改定の必要性に関する検証」を行うことなどが国の交付金の要件となっております。

これらのことから、令和4年2月に下水道事業審議会を立ち上げ、「適正な下水道使用料について」、現在、御審議いただいておりますので、答申などが整いましたら皆様にお示しさせていただきたいと考えております。

最後になりますが、道路施設、下水道施設ともに、非常に重要なインフラ施設でございますので、今後も国の交付金を活用しながら計画的な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○10番 伊藤裕一 議員 下水道使用料金に関しまして、答弁の中でも触れられました牛久市下水道事業審議会の議事録を拝見したところ、「現状では、使用料を上げるしかなく、上げ幅や時期等の問題になってくると思う」との発言があるなど、値上げ方向での議論が行われていると感じましたが、そのような方向性であるのかを確認するとともに、料金改定の是非の結論はいつ頃までに出る見込みなのか伺います。

○杉森弘之 議長 野島正弘建設部次長。

○野島正弘 建設部次長兼下水道課長 ただいま御答弁させていただきましたとおり、下水道事業審議会につきましては、令和4年2月に立ち上げておりまして、その中で「適正な下水道使用料について」という形で御審議をいただいております。

議員も御覧になられたと思いますが、議事録につきましては、牛久市のホームページで公開をしております。先ほど議員がおっしゃられたような意見であるとか、また、「使用料を上げない方法はないのか」などの意見も出ておりまして、活発に御審議をいただいているところでございます。

方向性、また、結論がいつ頃までに出る見込みなのかということでございますが、こちらにつきましては、現在、今まさに議論をいただいているところでございます。御審議をいただいて答申が出る状態にまだ達しておりませんので、現在は控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○10番 伊藤裕一 議員 続いて、公共施設マネジメントに関連の質問として、人口見通しについて伺います。

牛久市人口ビジョンは、合計特殊出生率2.1を目指し、社会増を維持することで2060年に本市の人口8万4,000人を維持するという野心的な目標を掲げており、牛久市公共施設等総合管理計画を含む諸計画にこの目標は反映されています。

人口を維持するということは、目指してしかるべきとはいえ、市の努力によって合計特殊出生率を大幅に引き上げるのは限界があり、一昨日の同僚議員の質問でも、新型コロナウイルス感染症の影響等により児童数が予想より伸び悩んでいるとの答弁がありました。

また、国立社会保障・人口問題研究所の予測によれば、2060年の本市の人口は約7万人

と予測されており、人口8万4,000人という目標は極めて高いと言え、それを前提として様々な政策を企画立案していくと、予想が外れた際、支障が大きいと考えます。

そこで、人口目標を、人口減のスピードを緩めるという観点で、現実的な数値に修正していくお考えはないか伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 当市の人口見直しにつきましては、地方創生制度に基づき策定しました、まち・ひと・しごと総合戦略と併せて平成28年度に策定された人口ビジョンに示しております。

人口の推計は、「国立社会保障・人口問題研究所」の推計をベースに、当市における地方創生に係る施策の実施などにより、2060年における人口の目標値を8万4,000人としております。

現在の人口は、11月1日時点で8万4,328人となっており、既に人口減少の状況にある中、目標値と同程度の数値に迫っているところとなります。

人口ビジョンの見直しにつきましては、地方創生制度により総合戦略と併せて策定された経緯から、今後の総合戦略の改定時に併せて人口推移を再度検証しまして、見直しの必要性を明確にした上で対応することを、現状では想定しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○10番 伊藤裕一 議員 続きまして、市道23号線、国道6号線バイパスの質問に移ります。

周知のとおり、本年3月に市道23号線の北端部分並びに国道6号牛久土浦バイパス起点部分の遠山町・城中町間1.3キロが開通しました。6号バイパスの残りの区間につきましては、別途計画が進められているところでありますが、市道23号線の全線開通、6号バイパスの部分開通により、この2つの道路が接続し、慢性的な市内国道6号線の渋滞が緩和することが期待されます。

市道23号線を通行すると、以前より交通量が増加したと感じるところであります。市道23号線、国道6号バイパス、あるいは国道6号線本線の交通量調査を行ったり、国等が行った結果を把握しているか、また、調査結果はどのようなものであったか伺います。

○杉森弘之 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 市道23号線は、田宮町地内の主要地方道野田牛久線との交差点を起点とし、城中町地内の国道6号牛久土浦バイパス暫定供用区間の終点箇所接続される延長約2.5キロメートルの市道であり、国道6号牛久土浦バイパス暫定供用区間

は、牛久市遠山町地内から城中町地内までの延長1.3キロメートルの国道であり、両路線とも令和4年3月に開通をしております。

両路線の開通に伴う交通状況の変化を把握するために、開通前と開通後で交通量調査を実施しております。

調査は、開通前の令和3年11月17日（水曜日）と開通後の4年9月7日（水曜日）の午前7時から午後7時までの12時間とし、月は異なりますが、曜日と時間帯を同一とした上で実施をいたしました。

調査箇所は、市道23号線では、近隣公園東交差点ほか3か所と、国道6号では、田宮跨線橋西交差点ほか3か所の合わせて8か所で実施をしております。

交通量調査の結果としまして、国道6号の上下線における交通量は約15%（約1,000台）が減少しており、市道23号線の上下線における交通量は、約60%（約2,000台）が増加しております。

調査結果から、国道6号の交通量が減少し、若干であります但し牛久駅周辺の渋滞が緩和されていると思われ、それとは対照的に、市道23号線を通行する車両が増えたことが顕著に現れております。

近隣公園東交差点では、国道6号方面、北側、西側のつくば市方面の3方向のうち、国道6号方面が若干多いものの、ほぼ均等に分散されており、この交差点から国道6号へ車両が流れているため、国道408号付近では渋滞が発生をしております。

また、市道23号線と交差する枝線を利用する車両についても、これまでより減少しており、バイパスや県道から直接市道23号線に流れる車両が増えているものと思われま。

今後、国道6号牛久土浦バイパスの延伸や市道23号線沿線のにぎわいが増すなどの環境変化に伴いまして、交通量のほうも変化していくものと思われています。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○10番 伊藤裕一 議員 市道23号線の交通量が60%、大幅に増加しているということでありまして、渋滞緩和ということでは喜ばしいことではあります、同時に、交通事故の危険性が高まっているということでもありますので、信号機等の交通安全施設が求められるところでもあります。

刈谷大橋の近く、コンビニエンスストアとスーパーマーケット付近の交差点に右折信号を求める声を私が伺いまして、今回質問しようと思っていたんですが、つい先日、県警によりまして設置されたとのことではありますが、市道23号線は通学路でもありますことから、今後も交通安全施設の着実な整備が求められま。

そこで、これまでの交通安全施設の整備状況、今後の整備予定を伺います。

さらに、同市道の整備に伴い、周辺道路の整備も行っていくことが、安全上、利便性の観点から重要と考えますが、周辺道路整備状況を伺います。

○杉森弘之 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 開通前の市道23号線の利用状況としましては、牛久小学校及び牛久第二小学校の通学路としての利用やウォーキングやジョギングでの利用など歩行者が多く見られました。しかし、開通後は、車両の交通量が増加していることから、今後、交差点での車両同士の衝突や歩道にいる歩行者が巻き込まれる事故などのリスクが高まることが懸念されます。

このような状況下におきまして、歩行者の安全を確保するため、車両が歩道に進入することを防ぐ車止めや防護柵を信号機付きの交差点4か所と押しボタン式信号機のある横断歩道2か所に整備をいたしました。

次に、御質問にもございましたけれども、牛久町地内のスーパーマーケット付近の交差点でございますが、開通後の交通量の増加に伴い、牛久駅から刈谷町へ向かう市道18号線への右折車両の滞留が発生していることなどにより、道路の利用者や行政区より改善の要望も出されておりました。この改善策といたしまして、右折矢印信号が11月末より供用を開始しております。

最後に、周辺道路の整備状況についてですが、幅員4メートルに満たない田宮町地内の田宮西近隣公園東側に位置する市道675号線を幅員4メートルとし、併せて側溝を整備する道路拡幅整備を国からの交付金を活用しながら進めております。

昨年度に測量設計を実施し、今年度は用地取得、来年度以降に工事を予定しておりますので、引き続き近隣にお住まいの皆様にご協力を賜りながら整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○10番 伊藤裕一 議員 市道23号線の開通を契機に、少子高齢化が進む周辺地域の再活性化を図るためにも、沿線開発により土地活用を図ることが望まれます。令和2年第1回一般質問答弁によれば、道路端から両側30メートルのエリアについて、平成30年に第一種低層住居専用地域から第一種住居地域への変更を実施、牛久青果市場向かい側に保有していた市有地の売却を実施したとのことであり、現在、沿線にドラッグストアが建設をされていると承知をしておりますが、市として把握している沿線開発の状況を伺います。

○杉森弘之 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 市道23号線全線開通後の開発状況につきましては、許可件数1件というのが現状でございます。

開発許可概要としましては、田宮町地内において敷地面積4,794.9平方メートルの、御質問にありました店舗につきまして許可をしております。

以上になります。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○10番 伊藤裕一 議員 以上で質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で、10番伊藤裕一議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時55分といたします。

午後2時46分休憩

---

午後2時58分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、13番北島 登議員。

〔13番北島 登議員登壇〕

○13番 北島 登 議員 本日最後の質問者となります。日本共産党、北島 登です。

質問通告に沿って一問一答形式で質問を行います。

まず、市職員の代休、振替休日の取得についてです。

今、県議選、行われていますけれども、選挙事務、特に開票業務では多くの職員が深夜に及ぶ業務を行いつつも、代休、振替休日が取れない状況がある、そういうふうに聞きました。

しかも、振替休日が取れないままになっている職員が多い、なぜこのようなことになっているのか、伺います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 お答えいたします。

開票事務従事に伴うものを含めまして、職員の振替休暇及び代休につきましては、休日勤務の命令を発出する各課の課長等が管理をしております、各課等の振替休暇及び代休日数や取得日数の集計等、行っていないわけですが、休日や祝日の勤務状況について、時間外勤務、あるいは夜間勤務・休日勤務命令簿の人事課合議決裁の際に、そういった状況は十分把握しているわけですが、なかなか業務の部分と、そこが取得できないという状況があります。毎年実施している所属長のヒアリングにおいて、時間外勤務の多い課について、休日の出勤の状況等を十分に確認をしているところでありますけれども、休日または祝日の勤務をした

職員が振替休暇及び代休を計画的に取得できない状況というのは、散見されるところでありますので、十分その把握に努めるとともに、今後、各課等の振替休暇及び代休日数及び取得日数の調査を実施をしまして、確実な休暇の取得が図れるよう対策を講じていきたいと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 選挙事務に限らず、休日出勤などが多い部署があります。特定の期間に業務が集中し、時間外勤務が多くなることもあります。それはやむを得ないことですが、日常的に時間外勤務が常態化している、そういうところでは、振替休日、代休が取得しにくいと思う。一体どこの部署がそういう状態となっているのか、そして、その要因についての認識を伺います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 比較的時間外勤務等多い部署につきましては、例えば、日中に窓口対応等業務がある部署、その後、窓口対応が終わった後に、その事務処理をやらなくてはならない部署、業務の量が多くて追いつかない部署等が多い傾向にあります。

例えば、保健福祉部の窓口ですとか、今回、コロナの対応等もありますので、そういった部署が非常に時間外勤務が多いかなというところの傾向がございます。

また、部署によってはイベント等もありまして、土日に出勤、勤務が多い部署につきましても、非常に代休等がたまっていくような傾向にあると認識しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 今、部長の答弁で、代休がたまっていく傾向にあるというふうな言葉も出ましたけれども、牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則……、申し訳ありません。その休暇等に関する規則第4条は、「勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務を命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする」というふうにあります。つまり、時間外勤務が命じられた、あるいは休日出勤が命じられた日の4週間前から8週間後までに振替休日、あるいは代休、これを与えなければならないということになっています。ところが、実態はこれに反して、期日が来るとそれを、期日を延長するということが行われている、そういうことになっています。そういうことが市の条例あるいは規則でどこに書いてあるのか、探しましたが見つかりませんでした。僕の探しようが悪かったのかもしれませんが、この規定はどこにあるのか教えてほしい。

そして、あわせて、いつからこういうふうな代休、振替休日の期間の延長が行われるように

なったのか、そのことについてお答え願います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 定められた期間内の休暇指定日に振替休暇及び代休の取得ができない場合には、運用上、指定日の変更を行いまして確実な休暇取得が図れるよう努めております。

また休暇取得の際は、可能な限り振替休暇及び代休を優先的に取得するよう職員に周知しております。

御質問の指定日の、この取扱いの変更等、取扱いがいつからというのはちょっと今資料がありませんのでお答えできませんけれども、できるだけ、可能な限り振替休暇及び代休を優先的に取得するように職員には周知してございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 おかしいですね、規則にないやり方をしている、条例にも規則にもないやり方をしている。そして、その結果どうなっているか。振替休日、これが積み上がっている人が多数いると聞いています。ある人は30日以上積み上がっている。聞く相手によって正確なところは全く分かりません。100日ぐらいあるという人も、声も聞いています。

実際、人事担当のところでは、振替休日、積み上げ、こういうことについて実態はどうか。最高の日数積み上がっている人は何日ぐらいあるのか。そして平均の日数はどのぐらいあるのか、分かれば教えてください。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 休日や祝日の勤務状況につきましては、担当している、その所管している管理職、課長等が決裁をして把握をしているところであります。人事課におきましても、人事課長合議で決裁が回ってきますので、その際には、決裁の際には確認できると思っておりますけれども、詳細なその把握というのは人事課のほうでは行っておりません。担当のほうの、所管している管理職のほうで把握をして、できるだけ計画的に、その代休等の消化をするように、強く職員には勧めてもらうように指導しているところであります。

また、日数の実態、どのぐらいそれぞれの職員が代休取得、何日ぐらいたまっているか、また、平均どのぐらいかというのは、申し訳ございません、把握はしておりません。人事課のほうで把握していません。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 実態を把握していない。そうすると、先ほど言いましたように、計画的な取得、代休、振替休日の取得、実態が分からずどうやって指導するのでしょうか。私

にはとても理解できません。

実際に取得できない場合、これは取得できないままずっと放っておくわけですか。

これあるとき聞いたんですが、退職時まで持ち越す人もいるというふうなことも聞きました。事実はどうなのでしょう。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 指定された日に振替休暇及び代休の取得ができない場合には、運用上、指定日の変更を行うことで計画的な休暇取得が図れるよう努めているところです。

所属長においては、課内の業務の状況や職員の体制を適切に考慮して、確実な振替休暇及び代休の取得ができるよう、職場の環境づくりに努めていただいているところであります。

休暇取得の際には可能な限り振替休暇及び代休の優先的な取得、それを促しているところでありまして、各課の所属長においても、できるだけ職員には計画的に取得するように指導しているというところです。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 今の答弁、ちょっと上っ面だけで面白くないですが、つまり実態が休暇を取れない、代休取れない、そういう職場の実態があるからこういう状況が起きているわけですよ。度々言う期限の変更、一体これ、聞いたら何回でも変更していると。一体いつの代休だったのかなんていうのも不明確になりますよね。そういう状況があるというふうに聞いています。

時間外労働については、労働基準法で労使協定、いわゆるサブロク協定というやつですね、これを結ぶことが必要とされていますが、この労働組合、職員組合との労使協定、これはどうなっているのでしょうか。こういう運用の方法について書かれているかどうか、お答え願います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 組合との様々な話合いの資料、今ありませんので、確認ができないんですけれども、後ほどお答えしたいと思います。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 逆に、こちらから言いますと、サブロク協定の中では、そういう運用については一切書いてありません。しかも、労働組合、職員組合の、今年度の職員組合の要求書については、休暇、年次有給休暇及び、ここではないね、振替休日は、規則のとおり、前4週、後ろ8週の範囲とし、その範囲を超過したものは、休日勤務手当を支給すること。こういう要求が出されていることは御存じですね。

何回も繰り返し、先ほど、退職したときにどのようになるかについてはお答えしていただけていませんでしたが、何回も延長できるということはどういうことか。実質不払い労働を強いているということになるんですね。これは、法的に、法律、法令に抵触するのではないかと。市がそういうことをしているのか。これは非常に大きな問題です。

そして、あわせて、この休日だけじゃなくて、今年4月から8月にかけて、時間外労働が80時間を超える職員が28名、100時間を超える人は20名、これは延べ人数ですから、重複がありますけれども、これだけの状況、異常ですね。

80時間といえば、厚労省が過労死危険ラインというふうに言っています。通常45時間以内ということが、国、厚労省からも出されています。そして、先ほど言った条例には、それに沿った条文がちゃんとあります。

これについて対策をきっちり取れない、このところがやっぱり大きな問題だと思いますが、市の見解を伺います。

**○杉森弘之 議長** 飯野喜行総務部長。

**○飯野喜行 総務部長** 全体を把握するのがまず重要なことだと思いますので、各課と振替休暇及び代休日数、また、取得の状況を、まずは人事課のほうでも調査をしまして、確実な取得が図れるように対策を講じていきたいと思います。

まずは、計画的に、代休が発生した場合には計画的に、きちんと休んでいただく、職員が休むように促す、そういったものが大切だと思いますので、それを指導していきたいと思います。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 北島 登議員。

**○13番 北島 登 議員** 私、民間企業、それから、公的な機関で働いたこともあります、こんなことをしているところはありませんでした。周りでも聞いたことがありませんで、初めて聞いたときは非常に驚きました。何ということをしているのか。そのことについては、本当に信じられない思いです。住民の福祉を目的とする地方自治体において、このようなことがまかり通っているのか。職員の使命である全体の奉仕者としての士気を低下させているのではないかと。法令に従って、期限内に振替休日、代休が取れなかった場合は、時間外手当を支給すべきです。通常はそのようにされているんですね、ほとんど先ほど、ほかの自治体の人にもちょっと聞いたんですが、驚いていました。

今後、そのように変えていく、そういう考えはあるかどうかお答え願います。

**○杉森弘之 議長** 飯野喜行総務部長。

**○飯野喜行 総務部長** まずは所属長が計画的に職員に代休消化、休暇が取得できるような環境を整えて、計画的に取得できるように、まずはそれを考えていくようにしたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 何度も同じような、所属長が任せられるというか、しかし、所属長言われても困りますよね。実態が人手不足という中で、取れないからやむを得ずそういう形になっている。それが常態化してきているということになっています。

日常的に時間外勤務が多い、振替休日が取れない、これはやっぱり今言ったように、適正な人員配置、これを求めることが必要ではないか、見直すことが大事ではないか。また、会計年度職員をはじめ非正規職員の比率が多いこと、このことも見直すべきです。会計年度職員は、重要な責任を負う仕事を任せることはできないことになっていますけれども、通常業務では大きな役割を果たしています。このことを正しく評価しつつ、正職員への雇い替えを進めること。新規採用についても、先ほどから述べているような不正常的な状態をなくして、職員待遇を改善するため、職員の増員をすることが必要ではないか。定員の見直しをぜひ求めます。市の見解を伺います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 職員の増員によりまして振替休暇及び代休の取得を促進するとのことですけれども、まず、職員増員のため新規採用につきましては、平成28年度以降、長期的、継続的な視点に立った採用計画に基づきまして、年齢構成に偏りのある状況の平準化を図ることを最優先として捉えまして、現在も継続的な職員採用を実施しているところであります。

さらに、職員の配置につきましては、組織の業務の質と量、職員の職務への適正性と意向、業務の増減などを総合的に考慮した上で、人員とその数を決定すべきものと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 配置の人数、つまりその課において、超過勤務が何時間あるか、月に、それを8で割れば必要人数が出てくるわけですよね、単純に考えれば。それが大きな目安になって、その上で業務の効率化だとか、その職員配置、能力等を見てうまく人員配置していく、適材適所とでもいいますか、そういうことをやれば解決できる。

ただ、単純に、すぐにそれが採用できるかどうかはいろいろあると思うので、そういう方向性をちゃんと認めるべきだと思います。

そして、これまでたまっているそういった振替休日、代休、これはどう処理するつもりなのか。先ほど言いました職員組合は、お金で清算してくださいと要求しています。きっちり清算して、それから新たな出発、新たな制度どおりに、条例どおりに運営していくというふうにしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 例えば、業務多忙など、そういった部分が非常に要因が大きいとは考えておりますけれども、例えば職務の中でも、1人の職員が一つの業務を全て担うという状況もあります。カバーする体制ができていないというところで1人の職員が、例えば休んでしまうと、その業務が進んでいかない部分も若干見受けられるところもありますので、そういった体制をまずは解消していったり、そういうところが必要なのかなと思います。

あとは繰り返しになりますが、計画的に、休日、休み等に出勤をした場合には、代休を決めた場合にはその日に必ず、計画的に取得してもらい、その体制をまずは確実に推進していく、それにまずはしていかなければいけないと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 課長にげたを預けるような答弁でしたけれども、課長はそれができないから悩んでいるんじゃないですか。そして、先ほど聞きましたが、全体がどうなっているか正確に把握していない。これは解決策が出てくるはずはないですよ、先ほど言いましたように。全庁的に、どこでどうなっているのか、全体がどうかを把握した上で、しっかり改善策、これをつくる、明確にすることをお願いしまして、次の質問に移ります。

ヤングケアラーについてです。

この質問をするに当たっては、牛久市内に住むある母親の体験を紹介したいと思います。

まだヤングケアラーという言葉が世間に流布される前の頃です。そのお母さんの長女は、重い心臓病を持って生まれ、日に何回も発作を起こし、目を離して発作に対処できなければ命を失うことになりかねない、そういう状況でした。

そのような中でも、次女が生まれ、お母さんは、長女にかかりつきり。深夜に姉が発作を起こして救急車を呼んだことが何度もあります。そういうときに、幼い次女を家に1人置いたまま、家に鍵をかけ、救急車に乗って病院へ行くと。そうせざるを得ないということも何度もあったということです。

学校に通うようになってからは、毎日学校に付き添って行きました。なるだけほかの子供たちと同じ時を過ごしてほしいという思いから、遠足にも行きました。遠足では娘さんをおぶって、みんなと同じ時を過ごしたそうです。このときの友達には、娘の命日には、今もお参りに来てくれる人もいます。学校にはいろんな配慮をお願いしたいということでは申しましたが、**「自分の家の子のことは自分で解決してください」**とされたそうです。

妹は、「お姉ちゃん世話私」と学校で言っていたそうです。幼い、非常に幼いときから、姉の見守りをして、異変があればすぐに親に知らせる、そういうことが妹さん自らの役割だと

いうふうに思って頑張っていたようです。それは、姉のケアだけではなくて、お母さんに寄り添って、「母さん大丈夫」と声をかけたり、母親に気遣っていました。

あるとき、病気の姉がお風呂に入っているとき、お母さんは食事の用意をしていました。妹さんはそのとき一緒にお風呂で姉を見守っていたんですが、お母さんがいる台所まで聞こえるように、「お姉ちゃんが沈んだ」そういう叫び声を上げて助けを求めました。

お母さんが慌てて駆けつけて、気が動転していたんでしょうか、お風呂場へ行くのに靴下を脱ごうとして、もう早く早くということで、ようやく浴槽から姉を抱き上げて、そして処置し、助かったということでしたけども、こういう毎日が、こういうことが起こる。誰もが、重い病気を患っている姉を見ているんですが、その陰で、様々な苦勞をしている妹は見ないと。

お母さんはこの妹のことを、この娘さんの思いに至れなかった、十分理解できなかった、思いやれなかった、そのことを今も悔いています。

悲しいことですが、その後、姉は病気のために亡くなりました。そして、妹さんは精神疾患を発症しました。精神科のお医者さんによると、発症の原因は、幼い頃から日常的に大きなストレスにさらされながら生きてきたこと、ここにあると言われました。

さらに悲しいことには、妹さんもリストカットを繰り返すようになり、最後には、「私にも死ぬ権利はあるでしょう」そういう言葉を残して亡くなりました（「行方不明になりました」に訂正あり）。

そのお母さんが言うには、障害者を抱えた家族は、具体的な支援を求めていることはもちろん、閉塞感、疎外感がいっぱい、何より話を聞いて寄り添ってほしい、少しでも理解してほしいということを強く望んでいます。

そこで、本質問に入りますが、まず、ヤングケアラーという言葉、定義についてです。

ヤングケアラーの定義は、法的には明確になっていないようです。2018年に成蹊大学教授の澁谷智子さん、澁谷智子教授が書いた「ヤングケアラー」という本が出版され、広く知られるようになりました。

その中では、「家庭にケアを必要とする人がいるために、本来、大人がすると想定されているような家事や家族の世話などを行っている18歳未満の子供や若者」というふうに、この本では定義していますが、市ではどのような定義、そういうものはあるのかどうかお聞きします。

**○杉森弘之 議長** 飯島希美保健福祉部次長。

**○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長** 厚生労働省は、ヤングケアラーについて、「法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子供とされています」とホームページに掲載しています。

具体的には、障害や病気のある家族に代わり、買物、料理、掃除、洗濯などの家事をしていることや、家族に代わり、幼い兄弟の世話をしていることなどが挙げられますが、通常のお手伝いレベルではなく、年齢に見合わない重い責任や負担を負うことで勉強する時間が取れなかったり、友人と遊ぶことができななかったり、子供自身がやりたいことができないなど、子供自身の権利が守られていない状況にある子供を「ヤングケアラー」と名称をつけることで、社会的な支援が必要な存在として捉えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 おおむね国でも、県でも、そのような捉え方になっているようです。

国は2020年に全国的な調査をし、2021年4月に結果を公表しました。県は、今年調査を行い、11月末に結果が公表されました。これらについていろいろ見えてくるものがありますが、市としてはどのように捉えているか伺います。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼子ども家庭課長 ヤングケアラーに関する調査につきましては、まず、国が令和2年度に、「ヤングケアラーと思われる子ども」等をより正確に把握し、今後の検討に生かすため調査研究を行いました。

その結果、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%と公表されております。

この調査の結果につきましては、国が設置した「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」において課題の整理を行い、適切な支援につなげるため、ヤングケアラーの早期発見・把握や支援策の推進、社会的認知度の向上等を、今後取り組むべき施策としております。

市におきましても、ヤングケアラーの早期発見や社会的認知度の向上に向け、国で作成したヤングケアラーのポスターを各行政区や市内の学校、医療機関等に配布し、市民に向けて広く周知しました。

また、民生委員児童委員の定例会や市内の介護支援専門員連絡協議会等の保健・医療・福祉の関係者が集まる会議の場で、ヤングケアラーについて直接説明し、支援に向けての理解と協力をお願いしました。

県でも、今年度、ヤングケアラーに関する実態調査を4月から7月に実施しており、結果の概要を公表しています。

その結果によると、「世話をしている家族がいる」と回答した児童は、中学生で4.5%、

全日制高校生で3.6%と、茨城県でも国の調査と同程度の割合でヤングケアラーが存在しており、ヤングケアラーが求める支援として、「自分の話を聞いてほしい」や、「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」などが報告されています。

家族の手伝いや兄弟の面倒を見るなど、家族が支え合って生活することはとても大切なことではありますが、大人の都合で年齢に見合わない重い責任や負担を負い、子供自身の権利が奪われることはあってはならないと認識しております。

市では、今後のヤングケアラー支援に生かせるよう、県の調査結果の詳細につきましても、調査研究していく予定でおります。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 牛久市内での状況、現状をどのように把握しているか。ヤングケアラーがどこにどれだけいるのか、そういう調査を今後行う意思はあるかどうか伺います。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 市では現在、こども家庭課に家庭相談室を設置し、18歳までの児童の相談を受け付けておりますが、ヤングケアラーに関する相談は、子供に直接対応している関係機関の相談から把握することが多い状況となっております。

日頃から子供と接している保育園や学校等の関係機関は、子供の身なりや言動等の様子から変化に気づき、子供から丁寧に話を聞くとともに、保護者からも家庭状況を確認し、こども家庭課につないでいただいております。

家庭児童相談室は、ヤングケアラーに関する相談も受けておりますが、子供本人がヤングケアラーであるという認識がない場合も多いため、児童自ら相談することは難しく、家族自らが相談することもまれであることは認識しておりますので、全く違う相談があった場合においても、家族状況や日常生活を慎重に聞き取りながら、包括的な対応をしております。

また、出生、転入、婚姻、離婚等に関する手続の中で、対応した職員が家庭の状況や困り事を察知し、家庭児童相談室につながる場合がありますので、特に保健福祉部門においては、子育て・介護・障害等に関わる職員や関係者には、ヤングケアラーの概念を念頭に置き、見逃さないよう対応しております。

現在、日頃の相談対応の中で把握しておりますので、全体の人数を把握するのは難しいのですが、要保護児童対策地域協議会実務者代表者会議においては、ヤングケアラーとして2人の児童について支援の進行管理を行っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 今、2人の対象者支援を行っている、その要支援児童対策地域協議会、これは、私、牛久でどうなっているのかと思ってホームページ検索かけたんですが、1件もヒットしませんでした。

この協議会、どういう構成なのか、それから、どのような事業を進めているのか、これについてお教えいただきたい。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 構成員につきましては、児童福祉機関としまして、児童相談所やこども家庭課、牛久市社会福祉協議会など、保健医療機関としましては、健康づくり推進課や竜ヶ崎保健所など、教育機関としては、牛久市教育委員会や牛久市立小中学校など、警察・司法機関としては、牛久警察署などで構成されております。

活動内容については、要保護児童対策地域協議会は、支援が必要な児童を早期に発見し、適切な支援を行うため、児童福祉法に基づき設置しております。

ヤングケアラーの支援に関する要保護児童対策地域協議会の活動内容につきましては、保健、福祉、教育機関の各実務者の代表で構成する実務者代表者会議や、直接支援を行う機関で構成する個別支援会議の仕組みを活用し、児童やその家庭の支援に必要な情報共有を行い、支援方針の検討と決定を行っております。

また、複数の機関が支援している家庭につきましては、関係機関が役割分担を行いながら支援し、状況に応じて経過の報告や支援方針の再検討などを行いながら、継続した支援を行っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 このヤングケアラーの実態というのはなかなか見えにくい部分があると思うんですが、ヤングケアラーの置かれた状況、その実態、千差万別ですね。

まず、ケアの対象となっている家族が祖父母、あるいは親、兄弟、そういった違いがあり、ケアが必要な理由も、様々な病気や介護、障害、障害についてもいろんな障害があります。それによって子供たちが担うケアの内容も様々です。こうした実態をリアルにつかまないと、適切な支援を行うことができません。

ここで、市が把握している具体的な事例を差し支えない範囲で紹介していただけないでしょうか。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 市内のケースの一例では、保護者の体調不良から、親の代わりに幼い兄弟の面倒を見たり、家事を担ったりしており、学校を遅刻してしま

うケースや、部活動や友人との遊びなど、子供自身がやりたいことを制限しているケースなどがあります。

こども家庭課では、定期的な家庭訪問や面接などを通して、保護者との信頼関係を築きながら、子供からも丁寧に話を聞き、状況の悪化を見逃さないように、家庭を見守りながら必要な支援につなげています。

以上です。

**○杉森弘之 議長** 北島 登議員。

**○13番 北島 登 議員** 続いて、支援策についてですが、先ほど部長の答弁にもあったように、日常的に子供と接している学校、ここが発見に結びつくということが多いということです。

この11月11日、NHKの「ネタドリ！」という番組でヤングケアラーの特集を放送していました。その中で、東京の江戸川区の中学校の取組が紹介されていました。

ヤングケアラーではないかと思われる生徒に個別面談で様子を聞き、学校内でその情報を共有していると。そして、ケースによっては、外部の支援機関につなげるということをしているということでした。

学校でヤングケアラーへの具体的な支援は難しいというふうに思います。ですから、まず見つけること、そして見つけたら適切に関係機関につなげて、支援の手が伸びるように、届くようにするというのが大きな役割となると思います。

ヤングケアラーは、本人が自覚していない場合もあり、そして、家族もほかに相談しにくい状況があります。

牛久市では、学校はどのような取組をしようとしているのか伺います。

**○杉森弘之 議長** 染谷郁夫教育長。

**○染谷郁夫 教育長** 「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」では、「ヤングケアラーの健やかな育成、教育の機会を確保を図る」ことが明記されています。

そのためには、早期に発見し、適切な支援につなげることが大事だと考えています。

学校は、日々子供たちと共に学び、共に生活する場であるため、一般的には、「ヤングケアラーである可能性のある児童生徒」に気づきやすい場所であり、ヤングケアラーの早期発見において重要な役割を果たすことができる教育機関と言われています。

「茨城県ケアラー・ヤングケアラー実態調査」では、「世話をしている家族がいる」と回答した割合が、小学6年生で9.6%、中学生では4.5%との結果が出ています。

牛久市内でも、日本語が十分に話せない親を助けるために、親の都合で遅刻しがちな子供、

家族に代わり幼い兄弟の世話をしている子供などがいることを把握している学校もあります。

しかし、牛久市内の小中義務教育学校に調査したところ、「ヤングケアラーがいる、または可能性のある子がいる」と答えた学校は14校中5校でした。

学校の職員は、「欠席がちになってきた」「遅刻や早退が多い」「忘れ物が多い」「目に見えて学習意欲が衰退した」「いつもより元気がない」などの児童生徒の様子や生活状況アンケートなどから、日々、児童生徒の小さな変化に気づき、声をかけたり、話を聞いたり、学校内で情報を共有したりして、関係機関とつないで児童生徒が安心して生活できるよう支援に努めています。

その中に、ヤングケアラーのことも含まれていると思いますが、ヤングケアラーという視点で対応したというのは、まだ十分にできていないのが現状です。

学校でのヤングケアラー支援に対する具体的な役割としては、「見つけてつなぐ」ことと捉えています。メンタル面のサポートも大事にしながら、一人一人にとって学校が安心できる居場所となるよう、寄り添い、見守り、支えていく環境づくりに引き続き取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

**○杉森弘之 議長 北島 登議員。**

**○13番 北島 登 議員** 14校中5校、ヤングケアラーの存在あるということですが、県の調査と比べて10%も低い。ちょっとこれについては大きな疑問を抱かざるを得ません。

そこで考えられるのは、ヤングケアラーについての理解が不足しているのではないかということ。先ほどの県の調査、アンケート調査、学校に対するアンケート調査で、「言葉は知っているが学校として特別な対応をしていない」という答えが、小学校で53.8%、中学校で47%です。教職員にヤングケアラーについての認知度が低ければ、ヤングケアラーを見つけることはできません。学校では、ヤングケアラーを見つけ、必要な支援につなぐことが大事なことでと思いますが、こういった認知度を上げるための工夫、取組について、何か考えはありますか。

**○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。**

**○染谷郁夫 教育長** 学校の子供たちの不安定な要素を見ると、そこには、障害、いじめ、貧困、人間関係のトラブル、不登校、家庭内の事情と、本当に様々な状況があります。その中でヤングケアラーだけを抜き出すというような対応はとても難しい状況がありますので、これからは、子供たちを見る中で、お父さん、お母さんが病気じゃないとか、おじいちゃん、おばあちゃんに介護する人がいないとか、そういった視点まで考えながら、子供に対応しないと、ヤングケアラーというのを取り出すというのが、今難しい現状であります。

また、県の調査にありましたように、直接子供にアンケートを取るということは、ちょっと難しい状況で、やっていませんので、市の状況としては、先生たちが把握した数だけを得られているという状況がありますので、県が個別に取っている状況とはちょっと数が違ってきますが、これからはそういった意味で、子供たちにヤングケアラーとはどういうものかというパンフレットを今配っていますので、そういったことで子供たちから上がってきたり、親とか、両親、おじいちゃん、おばあちゃんの介護の状況、そういった問題も含めて、子供たちに関わっていく必要があるのかなと考えています。

以上です。

**○杉森弘之 議長 北島 登議員。**

**○13番 北島 登 議員** 学校も大変だと思います。働き方改革の中で、仕事ばかりが増えてくるという側面もありますけれども、ぜひ、子供たちの幸せと健全な成長のために努力をお願い申し上げます。

そして、次に、市としての支援制度の充実、これについて質問します。

支援の基本は、ケアの対象となる人への支援の充実、まずこれですね。これで家族の負担を減らす。医療、福祉、それから社会保障などを含め、社会全体でケアを共有していく視点が大事です。

その上で、ヤングケアラーについての独自の支援も必要なんではないか。

群馬県の高崎市では、ヤングケアラー対象のヘルパー派遣事業をこの9月から開始したそうです。これは、派遣については無料ということで、牛久市でもこのような施策を取れないかどうか伺います。

**○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。**

**○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長** ヤングケアラーの支援に関しましては、その家庭の状況に応じた適切な支援が提供できるよう、子供やその家族、関係者等から、その家庭の生活実態や家庭環境をはじめ、困っていることや今後の希望について丁寧に聞き取りを行い、必要に応じて介護や障害福祉、子育て支援に係る部署の職員と一緒に相談を受ける等の状況に応じた対応をしております。

具体的な支援といたしましては、家庭内に身の回りの世話が必要な高齢者や病気や障害がある家族がいる場合は、訪問看護による医療的支援や介護保険制度、障害福祉サービスの提供により、介護等に関する負担を軽減するほか、家族に代わり若い兄弟の世話をしている場合は、ファミリーサポートセンター事業等の子育て支援を導入することが考えられます。

また、これらの公的なサービスだけでは支援が十分でない場合もあり、民生委員児童委員や主任児童委員による地域での見守りや、子ども食堂等の民間の資源を組み合わせながら、継続

的に支援していくことが必要と考えております。

市におきましては、利用できる社会資源を十分に把握し、その家庭に応じた支援が提供できるよう、関係機関と連携しながら対応するとともに、国や県の動向を注視しながら、新たな支援策についても調査研究してまいります。

高崎市のような、無料のサービスについてですが、ヤングケアラーに対する支援は、牛久市でも取り組むべき重要な案件と捉え、高崎市のような先進地の状況を調査研究しながら、今後のヤングケアラーに対する支援を検討していきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 ヤングケアラー、ちょうど18歳、あるいは中学生15歳、これは進路に関わる大きな時期です。そして、県の調査でも国の調査でも、進路選択する際に大きな制約を受けている。これは、進学をどうするか、職業、どういう職業に就くかということで、大きな制約を受けています。

そして、ヤングケアラーになっている家庭の場合、単一の障害だけ、問題だけがあるわけではなくて、県の調査でも、ヤングケアラーが学校へ行きたくても行けない、不登校の状態に陥っている、兄弟が5人もいて、その世話のために。そしてお母さんは、生活を支えるために仕事に行っている。こういうことがアンケート調査でも出されていました。

ですから、いろんな問題が複雑に、その一つの家庭に絡まってきているから、当然、解決も非常に難しくなって、先ほど言った要対協のような専門家の集団がどうしても必要になってくるわけですね。

そういう上から、もう一つは、ヤングケアラーの増加は、そういった家族の多様化や格差の拡大を背景とした親世代の経済的・社会的困窮と密接に関わっています。こうした状況は、社会保障制度の拡充など国の政策を変えていくことなしに解決には結びつかない。そういう中でも自治体として、やはりできることをなるべくやってほしいというふうに思います。

国連子どもの権利条約、日本国憲法の定められた自分のことは自分で決められる自決権、そして教育を受ける権利、職業選択の自由、児童福祉の観点から、これらの課題の解決に当たっていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、13番北島 登議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後4時01分延会